

基本計画(案)

1. 基本計画とは

基本計画は、基本構想に位置づけた 6 本の柱と、それを支える持続可能な行財政運営の基本方針について、さらに部局ごとに施策として整理し、現状、課題、市民生活の目標像、取組方針などをとりまとめたものです。

桜井市では、持続可能な開発目標（SDGs）の達成を目指し、17 のゴールとの関係性を意識しながら、各種施策に取り組みます。



※持続可能な開発目標（SDGs）とは、平成 13 年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、平成 27 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」にて記載された平成 28 年から令和 12 年までの国際目標。

■施策とSDGsの17のゴールの対応表

	施策番号	施策名	SDGsの17のゴールとの対応
持続可能な 行財政運営	地域経営-1	協働の推進・地域活動の支援	17
	地域経営-2	情報共有の充実	17
	地域経営-3	広域行政の推進	3,11,17
	地域経営-4	行政経営の適正化	8,17
	地域経営-5	効率的な行財政運営の推進	8,17
桜井の個性を 活かした 活力あるまち 【観光・産業】	1-1	観光の振興	8,12
	1-2	農林業の振興	2,8,9,12,15
	1-3	工業の振興	8,9,12
	1-4	商業の振興	8,12
	1-5	雇用・労務対策の充実	8,10
健康・福祉 【健康・福祉】	2-1	健康づくりの充実	3
	2-2	地域福祉の充実	3
	2-3	障害者福祉の充実	3,8,10
	2-4	高齢者福祉の充実	3,8,10
	2-5	子育て支援の充実	1,3,5,8
	2-6	保育の充実	3,4,8
	2-7	地域医療体制の充実	3
	2-8	市民の生活支援の充実	1,3,16
様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】	3-1	幼児教育の充実	4
	3-2	学校教育の充実	4
	3-3	生涯学習の推進	4
	3-4	生涯スポーツの推進	3,4
	3-5	地域教育の充実	4
	3-6	歴史文化の保全と活用	4,12
	3-7	人権文化の確立	5,10
	3-8	多文化共生の推進	5,10
	3-9	男女共同参画の推進	5,8,10
環境共生 のまち 【環境】	4-1	環境教育・活動の推進	6,12,13,14,15
	4-2	循環型社会の創出	6,7,11,12,15
心豊かに暮らせるまち 【市】	5-1	土地利用の最適化	11
	5-2	交通基盤整備の促進	9,11
	5-3	市内の移動の円滑化	9,11
	5-4	住環境・空き家対策の推進	9,11
	5-5	景観の保全と活用	11
	5-6	都市環境の向上	9,11
	5-7	上水道の安定経営	6,11
	5-8	生活排水の適正な処理	6,11,14
安全・安心に暮 らせるまち 【安全・安心】	6-1	災害対策の充実	11,13
	6-2	防災体制の充実	11,13
	6-3	交通安全対策の推進	11,16
	6-4	防犯体制の充実	11,16
	6-5	消防力の充実強化	11,13

2. 基本計画

持続可能な行財政運営

				担当部	市民生活部
施策番号	地域経営 1	施策名	協働の推進・地域活動の支援	主担当課	市民協働課
関連組織	秘書課、総務課、商工振興課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	第 174 回国会における内閣総理大臣施政方針演説において、市民や NPO が身近な課題を解決するため活躍しており、その担い手を拡大する社会制度のあり方の提案を行うことを表明した。			第 174 回国会における内閣総理大臣施政方針演説（平成 22 年 1 月 29 日）	
県の動向	奈良県協働推進指針において、目指す社会像や協働の概念、進め方などを示している。			奈良県協働推進指針の策定（平成 22 年 3 月）	
市の動向	桜井市協働推進指針を策定し、この指針に基づいて桜井市の協働のまちづくりを進めている。			桜井市協働推進指針の策定（平成 24 年 4 月）	
現状	● 協働推進指針を策定・周知することで、市民と行政で協働の考え方の共有を図っている。 ● 外部の有識者等から構成される桜井市協働推進会議を設置し、協働に関する施策の検討を進めている。 ● 市内協働推進員会議を設置し、桜井市協働推進ハンドブックの作成により、職員の協働に対する理解を深め、協働の取組を推進している。 ● 市民活動交流拠点の設置、協働推進補助金制度などの事業により、市民活動団体を支援している。 ● 自治連合会や集会所改修等への補助金の交付、自治会活動保険への加入などにより、自治会活動の支援を行っている。				
課題	● 市民と行政が協働に関する考え方を共有し、ともに理解を深める必要がある。 ● 自治会役員の高齢化が進み、役員等の担い手が少なくなり固定化している。また、若者世代の共働きが増え、自治会活動に参加できない人が多くなりつつあることから、若者世代の自治会活動への参加を促進する必要がある。				
市民生活の目標像	市民と行政が適切な役割分担のもとに協力し合って、より良い地域づくりに取り組んでいる				
取組方針	● 協働の考え方を市民と行政で共有し、周知することで協働の機運を醸成する。 ● 市民と行政が互いの立場を理解し、信頼しあえる対等なパートナーシップを構築する。 ● 市民同士が信頼しあい、協力して暮らせる地域をつくるために、自治会と行政の連携を強化するとともに、市民活動団体の交流を促進する。また、自治会や市民活動団体に対する支援を行う。 ● 広報紙やホームページ等で、若者世代に自治会への加入を促すための啓発を行う。				

コメント [大黒1]: 上の「協働推進会議」と同じものでしょうか？

コメント [P2]: ● 上記協働推進会議と同じであれば、「市内協働推進員会議を設置し、協働に関する施策の検討を進めるとともに、桜井市協働推進ハンドブックの作成による、職員の協働に対する理解を深めている。」という書き方になるのではないのでしょうか？

⇒左記のとおり変更

コメント [P3]: この課題に対する取組方針がないように思います。取組方針にこの課題に対する事項を記載してください。また、ここの記載については取組につながるような記載方法としてください。

「(例)・・・若者世代の共働きが増え、自治会活動に参加できない人が多くなりつつあり、若者世代の活動参加の促進が必要である。」

⇒左記のとおり変更

持続可能な行財政運営

				担当部	総務部	
施策番号	地域経営 2	施策名	情報共有の充実		主担当課	総務課
関連組織	議事課					
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）		
国の動向	国、地方公共団体及び事業者は、官民データ活用推進基本法において、インターネット、その他高度情報通信ネットワークを通じて流通する多様で大量な情報を、適正かつ効率的に活用することにより、急速な少子高齢化の進展等、直面する課題の解決に協力することとしている。			官民データ活用推進基本法（平成 28 年法律第 103 号）		
県の動向	奈良県電子自治体推進協議会において研修会や研究会を催し、市町村への国の動向の説明や情報提供を行っている。			奈良県電子自治体推進協議会設立趣旨及び会則（平成 16 年 10 月 19 日施行）		
	奈良県の第 3 次情報システム最適化計画において、「業務効率化向上（働き方改革支援）」「情報セキュリティ・災害対策」「官民データ活用の推進」「IT ガバナンスの強化」「コスト適正化」を掲げている。			奈良県第 3 次情報システム最適化計画書（平成 31 年 3 月策定）		
市の動向	行政の情報化及び情報セキュリティ対策を総合的かつ効率的に推進し、市民サービスの向上を図るとともに、増大する情報資産への脅威に的確に対応するため、桜井市情報化推進委員会を設置している。			桜井市情報化推進委員会規程（平成 14 年 6 月 1 日施行）		
現状	● 市公式 SNS（ツイッター）を活用し、広報紙やホームページとは違った視点での情報発信を行うとともに、職員への操作研修やセキュリティ研修を実施することで、一層の内容の充実を図っている。 ● 市ホームページ上で議会中継を行い、市民に開かれた議会を実施している。 ● 既存システムや規程類でのセキュリティ対策を講じている。					
課題	● 広報紙への意見やホームページの問い合わせフォームを利用し、市民が必要としている情報の把握と、災害時等における素早い情報提供を行うため、内容に応じた職員の情報提供能力の向上と、情報発信を行うための行政内部の取り組み体制の整備が必要である。 ● ホームページの体系管理を実施し、より情報を取得しやすい環境への更新が必要である。 ● ホームページ上で議会を視聴できるということについて、市民への広報活動を強化する必要がある。 ● 既存システムや規程類の定期・随時の更新が必要である。					
市民生活の目標像	市民や行政が多様な情報手段を有効に活用し、情報の受発信を積極的に行っている					
取組方針	● 広報紙等の多様な手段を効果的に活用し、市の特性や、市民生活に関する情報を発信する。 ● デジタル情報技術についてはその双方向性を活用し、行政情報等の積極的な提供・防災情報等の発信・提供とともに、行政と住民相互の情報の受発信の促進を図る。 ● 市役所で保管している住民情報ははじめとした情報資産について、適正な情報セキュリティ対策を講じ、かつ職員の利便性の向上や、効率化が一層図れるシステムや体制を整える。 ● 議会の映像を配信することにより、議会の役割や重要性などの理解や関心を高め、より開かれた議会の実現を図る。 ● 市役所で所有する公開可能なデータを 2 次利用できるものとしてホームページ上に公開し、事業者等がそれを活用することによって地域の活性化や課題解決等を図る。					

コメント [P4]: 行政の情報化とは何でしょうか？

⇒このままで

コメント [P5]: 市民が求める情報の把握と市が発信したい情報の記述が混在していてわかりにくいです。

「〇〇〇によって市民が生活の中で求めている情報の把握に努める。」

「広報紙等多様な情報発信・提供手段を効果的に活用し、市の特性を理解するための情報や市民生活に関する情報など関心を持ってもらえる情報を提供する。」

など分けて整理してはいかががでしょうか？

⇒左記のとおり変更

持続可能な行財政運営

				担当部	市長公室
施策番号	地域経営3	施策名	広域行政の推進	主担当課	行政経営課
関連組織	秘書課、環境総務課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	地域社会を取り巻く環境が大きく変容していく中で、地方自治体は、住民の暮らしを持続可能な形で支えていくために、組織や地域の枠を越えて多様な主体が連携しあう、ネットワーク型社会を構築していくことが重要であるとしている。			2040 年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申（令和2年6月26日）	
県の動向	県及び県内市町村が連携して、行政の効率化や地域の活力の維持と向上を図ることで、地域にとって最適な地方行政の仕組みの構築を目指す、奈良モデルの取組を推進している。			奈良モデルのあり方検討委員会報告書 （平成29年3月）	
市の動向	奈良モデルの取組として、まちづくり・医療・消防等の各分野において、奈良県や他市町村との連携を進めている。			奈良モデルのあり方検討委員会報告書 （平成29年3月）	
	桜井宇陀広域連合を4市村で構成し、連携して介護・障害認定等の事務や、域内活性化のための各種事業を行っている。			桜井宇陀広域連合規約	
現状	● 県とまちづくり連携協定を締結し、補助金を活用しつつ、5つの地域においてまちづくりの動きを進めている。 ● ごみ処理の広域化に向けて検討を行っている。 ● 奈良県広域消防組合に加入し、段階的に消防力の強化を進めている。 ● 3市3町3村により東和医療圏を構成し、高齢化社会の到来に対応するための医療体制を構築している。 ● 国民健康保険の県単一化に参画することにより、財源の安定と事務の効率化に取り組んでいる。 ● 県が提唱する上水道事業一体化構想の実現に向け、経営統合とその後の事業統合に向け、県及び参加市町村と協議を行っている。				
課題	● 国内外からの観光客誘致のため、県及び県の南北軸と東西軸に沿った周辺市町村と一層連携を強化し、観光ルートの設定や体験メニューの開拓を行う必要がある。 ● ごみ処理広域化について、今後の方向性を打ち出す必要がある。 ● 住民ニーズが多様化・複雑化する中であって、行政区域を越えた共通課題を効率的に解決するため、周辺市町村との広域連携を推進する必要がある。				
市民生活の目標像	周辺市町村と連携して事務の効率化を進め、住民ニーズや地域の課題に迅速・柔軟に対応している				
取組方針	● 既に取り組んでいる県及び県内市町村との広域連携事業については、その連携を深化させるとともに、新たな事業についても、積極的に連携の可能性を模索する。 ● 単独の自治体による行政のフルセット主義から脱却し、周辺市町村との連携による事務の共同処理と公共施設の相互利用を図る。				

コメント [P6]: 「桜井宇陀広域連合による」という記載を追加してはいかがでしょうか？
⇒広域連合の枠組みによる協議会が解散されたため表記の必要なし

コメント [P7]: 課題として記載してください。
「(例) 住民ニーズが多様化・複雑化する中、行政区域を越えた共通課題を効率的に解決するため、周辺市町村とのさらなる広域連携が必要である」
⇒左記のとおり変更

コメント [P8]: する。
⇒修正します

持続可能な行財政運営

				担当部	市長公室
施策番号	地域経営 4	施策名	行政経営の適正化	主担当課	行政経営課
関連組織	秘書課、総務課、議事課、選挙管理委員会事務局				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	今後見込まれる人口減少・少子高齢化により、若年労働力の絶対量が不足することに加え、経営資源も大幅に制約されることを見越して、既存の行政制度や業務を大胆に再構築する必要があるとしている。			自治体戦略 2040 構想研究会第 2 次報告（平成 30 年 7 月 3 日）	
	AI や RPA を導入することにより、AI 等によって処理できる事務作業は全て AI 等に任せ、職員は職員でなければならない業務に特化することが必要であるとしている。			革新的ビッグデータ処理技術導入推進事業（総務省）	
県の動向	「組織マネジメント」の取組として、職員のテレワークや IT の活用による業務の効率化等の働き方改革を積極的に進めている。 「県域マネジメント」の取組として、複数自治体の情報システムの集約と共同利用を推進するとともに、特に県内の小規模市町村の広域連携を支援している。			奈良県行政経営改革推進プログラム（平成 29 年 3 月公表）	
市の動向	多様化・複雑化する市民ニーズへの対応と、今後の職員数の減少を見据えた、組織の改編に取り組んでいる。			桜井市行政評価外部評価委員会基本方針（平成 26 年 8 月）	
現状	● 行政内での事務事業評価並びに施策評価とともに、外部有識者による外部評価を毎年度実施することにより、業務の適切な進行管理に努めている。 ● 職員数の減少や新庁舎建設を踏まえ、組織の規模の適正化について検討を行っている。				
課題	● AI や RPA の導入により、業務の効率化や行政手続きの簡素化を推進する必要がある。 ● 将来的な人口減少やそれに伴う税収減が見込まれることから、限られた行財政資源を有効に活用することが求められる。				
市民生活の目標像	組織の効率化や情報通信技術の活用により、社会情勢の変化や多様化する市民ニーズに的確に対応している				
取組方針	● 限られた行財政資源を有効に活用するため、組織の見直しとともに、施策の効果検証を適切に行うことで、各施策の優先度や重要度を明確にすることにより、一層の事務事業の選択と集中を図る。 ● AI・RPA の導入に向けて、各部局へのヒアリングや先進地視察を行い、導入の対象となる業務を選定する。				

コメント [P9]: 言い回しが変わる?

「…方針が示されている。」という言い方がわかりやすいのではないのでしょうか。

⇒変更しません

コメント [P10]: 言い回しが変わる?

「…特化すべきの方針が示されている。」という言い方がわかりやすいのではないのでしょうか。

⇒変更しません

コメント [P11]: 取組方針に記載がありません。

⇒取組方針に追加

コメント [P12]: 課題と取組が一緒に記載されているように思います。以下のように修正してはいかがでしょうか？

「（例）将来的な人口減少やそれに伴う税収減が見込まれることから、限られた行財政資源を有効に活用し、優先度や重要度を明確にする必要がある。」

⇒左記のとおり変更

持続可能な行財政運営

				担当部	総務部
施策番号	地域経営 5	施策名	効率的な行財政運営の推進	主担当課	財政課
関連組織	行政経営課・総務課・税務課・出納課・監査委員事務局・市民課・人事課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	平成 31 年度地方財政計画における通常収支規模は 89 兆 5,900 億円程度（前年比 2 兆 7,000 億円程度増）を計画している。 同じく、主たる財源の地方税については、40 兆 1,633 億円（前年比 7,339 億円増）を計画している。			平成 31 年度 地方財政計画の概要（平成 31 年 2 月）	
	番号制度がはじまり、情報連携ネットワークシステムが整備されたことにより、住民情報の照会・提供が迅速かつ正確に行われるようになったことを受け、マイナンバーやマイナンバーカードを利用したサービスの展開を推進している。			行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）	
	「働き方改革」を政府の重要な施策として位置づけ、多様な働き方を可能とする社会を目指している。人口減少による労働力の低下を解消する一つの手段として、テレワークや AI をはじめとした ICT 政策を推進している。			働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年 7 月 6 日公布）	
	国においては、働く人々の健康保持増進と「ワーク・ライフ・バランス」を実現できるように、残業時間の上限を規制し、「勤務間インターバル制度」の導入促進や長時間労働の是正など、多様で柔軟な働き方の実現のための働き方改革を推進している。			働き方改革実行計画（平成 29 年 3 月 働き方改革実現会議策定）	
県の動向	平成 29 年の地方自治法改定に伴い、令和 2 年 4 月より、内部統制に関する方針の策定と体制の整備を行った。			平成 29 年地方自治法改定 総務省「内部統制ガイドライン」（平成 31 年 3 月 29 日）	
市の動向	財政健全化と事務事業の一層の選択・集中を目的とする「行財政改革アクションプラン」を策定し、取組を進めている。			桜井市行財政改革アクションプラン（令和元年～令和 5 年）（平成 30 年 11 月）	
	政府のマイナンバーカード普及促進方針により、カードの交付主体である市町村に対する要請を受け、交付体制の整備や普及促進に努めている。			マイナンバーカード交付円滑化計画（令和元年 10 月）	
	新庁舎では、情報系ネットワーク接続のパソコンに対し、無線 LAN を導入し、会議等に活用できるよう検討している。			平成 30 年度桜井市情報化推進委員会会議（平成 31 年 1 月 23 日）	
	令和 2 年 4 月 1 日より地方自治体の監査委員による監査基準の策定・公表（リスクの識別と対応）を行っている。			総務省「監査基準案等」（平成 31 年 3 月 29 日）	
現状	● 平成 31 年度一般会計予算のうち市税は 62 億 151 万 2 千円（前年比 144 万 9 千円増）と、横ばいに推移している。 ● 歳入が伸び悩む一方、行政課題は増加している。 ● 財政の硬直化を示す指標である経常収支比率が恒常的に高い。 ● 公共施設等総合管理計画に基づき、公共施設再配置方針及び再配置方針アクションプランを策定し、公共施設の見直しを行うとともに、方向性が決まっている施設の対策内容を示した個別施設計画を策定中である。				

コメント [P13]:「番号制度がはじまり、情報連携ネットワークシステムの整備により住民情報の照会・提供が迅速かつ正確に行われるようになったことを受け、マイナンバーやマイナンバーカードを利用したサービスの展開を進めている」
⇒左記のとおり変更

	● 住民の利便性の向上とともにマイナンバーカードの付加価値を上げるため、証明書のコンビニ交付を開始したが、カードの交付率については、全国平均を下回っている。 ● 内部システムのセキュリティ強化に取り組み、住民情報を取扱うネットワークとインターネット接続ネットワークを切り離し、住民情報等の保護に努めている。 ● 公金の支出等に関する市民の関心が高まっているため、公金出納事務をはじめとする会計事務を適正、効率的に行うこと、また予算の適正かつ確実な執行を行うことが必要である。 ● 働き方改革の一環として、時間外勤務の上限が労働基準法に規定されたことを受けて、職員の時間外勤務を適正に管理している。また、「勤務間インターバル制度」を試行運用している（令和元年度現在）。
課題	● 人口の減少や地域経済が低迷するなか、市税収入をはじめとする歳入全般についても減少が見込まれる。 ● 限られた財源の中で市民サービスや課題の解決を図るために、中長期的な財政計画（見通し）が必要である。 ● 経常収支比率が恒常的に高く、行政課題への迅速・柔軟な対応が困難であるため、改善を図る必要がある。 ● 人口減少や少子高齢化社会が進行する中、公共施設の維持管理経費や更新費用が財政に与える影響が大きく、また老朽化による危険性もある。 ● マイナンバーカード交付円滑化計画に基づき交付促進を図ることで、交付率は向上しているが、全国平均には及んでおらず交付体制を整備する必要がある。 ● 今なお厳しい財政状況のもと、職員数の適正化により職員数が減少した中においては、市民サービスの低下を招かないよう時代のニーズに対応できる職員の育成、業務の効率化を行う必要がある。 ● 職員の人材育成の取組として、各種研修の実施や人事評価制度を運用している。（令和元年度現在） 今後は一層拡充する必要がある。 ● 職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの充実に向けて適切な健康管理を行う必要がある。
市民生活の目標像	市民は、公平な負担のもとに税金が活用され、行財政事務の改善・効率化を図ることにより、適切な行政サービスを受けている
取組方針	● 課税客体の把握、収納及び徴収業務の強化、ふるさと寄附金の一層の獲得を通じ、市税をはじめとする自主財源、歳入全般の確保に努めるとともに、税金の効率的かつ効果的な活用を図る。 ● 中期財政計画（財政見通し）に基づく事業の選択と財源の集中により、財政の健全化を図る。 ● 予算編成、行財政改革、ファシリティマネジメントなどの推進により、経常収支比率の改善に取り組む。 ● 将来の人口減少や財政見通し等を踏まえ、公共施設の総量縮減・最適化、有効活用、適切な維持保全に、より一層取り組む。 ● マイナンバーカード交付率の向上を目指し、コンビニ交付のPRやカードの利便性について、住民への一層の周知を図る。 ● 行政が実施するすべての事業の目的や成果、優先度、進捗状況等を的確に分析し、情報化の推進を図り、税金の適切な活用を行う。また、将来負担・財政リスクを踏まえた確実な計画・公金支出に対する確実な審査、及び執行管理を行う。 ● すべての職員が、自分の所属部署に関わらず、市民に対して適切に対応できるように、専門知識の習得や行政能力、接遇能力の向上などを図る。 ● 職員の心身の健康保持増進のための健康管理について見直しを図り、効率的かつ効果的な健診を行うことで、職員の健康面でのサポートを行う。

分野：１．桜井の個性を活かした活力あるまち 【観光・産業】

				担当部	まちづくり部
施策番号	1 - 1	施策名	観光の振興	主担当課	観光まちづくり課
関連組織	商工振興課、都市計画課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	訪日外国人旅行者の受入環境整備や広域観光周遊ルート等、地方への旅行促進が盛り込まれた、「2020 年オリンピック・パラリンピック」を見据えた観光振興への取組を推進している。			観光立国実現に向けたアクション・プログラム 2015	
	外国人ビジネス客を取り込むため、積極的に MICE の誘致を行っている。			観光ビジョン実現プログラム 2018	
県の動向	広域連携を通じた、奈良市だけに留まらない宿泊型観光の促進を図っている。				
	奈良県ビジターズビューローを設立し、インバウンドを中核に、PR やマーケティングを行っている。				
	県と市町村で連携協定を締結し、協働でプロジェクトを実施し、まちづくりの実現を図っている。			県と市町村とのまちづくりに関する連携協定	
市の動向	優れた地域資源を地域ブランドとして認定し、販売支援や情報発信を通じて、地域活性化や観光振興につなげる大和さくらブランド認定制度を実施している。			桜井市地域ブランド認定推進委員会要綱（平成 26 年 12 月 25 日）	
	他市町村や府県と連携し、大きなエリアでの地域を PR していく広域観光連携を実施している。			桜井市観光基本計画（平成 24 年 3 月）	
	外国人観光客を取り込むため、インバウンドの取組の方向性とニーズの分析検証、桜井市を中心とした「YAMATO」エリアの周知を促進している。				
	平成 30 年 5 月に長谷寺門前町周辺地区まちづくり基本計画、平成 30 年 10 月に桜井駅周辺地区まちづくり基本計画を策定した。				
	平成 29 年 4 月に桜井市大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画を策定し、今後はその計画に沿って、県と個別協定を締結し具体的に推進していく。			桜井市大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画（平成 29 年 4 月策定）	
	ホテル又は旅館の新設及び増設を促進するための必要な奨励措置を講ずることにより、ホテル事業者の誘致を推進している。			桜井市ホテル及び旅館の誘致等に関する条例（平成 29 年 4 月 1 日）	
現状	● 東京フォーラムや記紀万葉プロジェクト等により桜井市の情報発信を行っている。 ● 誘客に向けた旅行商品づくりや観光関連団体向けの研修会を開催するなど観光客へのサービス向上を行っている。 ● 行政・地元・長谷寺などで構成された長谷寺門前町周辺地区まちづくり協議会や、行政・都市再生推進法人・地元・地元関係団体などで構成された桜井駅周辺地区まちづくり連絡会議があり、事業の検討を行っている。 ● 大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画の事業を進めて行くにあたり、実際に事業を行うための課題を整理し、詳細な検討を行い最終的な住民・関係団体の意見として事業の実施主体に提言していくため、「大神神社参道周辺地区まちづくり協議会」を設立し、各種事業を進めている。 ● 桜井駅前の市有地にホテルの誘致を行い、滞在型観光の推進を図っている。				
課題	● 「観光情報の発信」「飲食・土産に関する施設」に対する満足度が低い。				

コメント [P14]: 新型コロナに対する現況・課題・取組方針の追記が必要です。
⇒取組方針に文言追加済み

コメント [P15]: 外国人観光客、インバウンド向けなど重複しているのもう少しまとめて表現した方が良いのではないのでしょうか？
「(例) 外国人観光客を取り込むため、インバウンドの取組の方向性とニーズの分析検証、桜井市を中心とした「YAMATO」エリアの周知を促進している。」
⇒修正します

コメント [大黒16]: 「長谷寺門前町周辺地区まちづくり協議会」について書かれている内容と「桜井駅周辺地区まちづくり連絡会議」について書かれている内容の境目がわかりにくかったです。「行政・地元・長谷寺などで構成された長谷寺門前町周辺地区まちづくり協議会や、行政・桜井まちづくり株式会社・地元・地元関係団体などで構成された桜井駅周辺地区まちづくり連絡会議があり、」としてはどうでしょうか。
⇒修正します

コメント [大黒17]: 上の●では「個別事業」です。文言を統一してはいいかがでしょうか。
⇒このままで

コメント [P18]: 事業の実施主体に住民意見を提言するために協議会を設立しているのか、事業を推進するために協議会を設立しているのか不明な文章となっています。文章整理が必要ではないのでしょうか？
⇒このままで

コメント [P19]: 他の調書との書き方をそろえる。
「(例) 満足度の向上が必要である」
⇒このままで

	●市内には多くの銘産品・特産品が存在しているが、地域資源として活かされていない。 ●観光関連団体間の連携不足、外国人旅行者に対する受け入れ環境の改善が必要である。 ●観光客の多様なニーズに対応する体験型コンテンツの充実が必要である。 ●長谷寺参道の安全性の確保と通過交通の排除が課題である。 ●市の玄関口である桜井駅周辺地区では、空き家や空き店舗の増加により、中心市街地の空洞化が起こり、地域の魅力・活力が低下し、賑わいが失われている。 ●大神神社参道周辺地区の賑わい作りの核として、参道沿いの商業施設誘致を計画しており、事業手法としては民間の資金、活力を活用し、官民が一体となって当事業の実現に向けた検討を進めることになったため、まちづくり会社等の立ち上げの検討が必要である。 ●多くの観光客は通過型観光のため、観光消費額の増加に結び付いていない。
市民生活の目標像	市民が桜井市の歴史や食や文化を深く理解し、その魅力を発信することで、来訪者は市内をめぐりながら地域との交流のなかで観光を楽しんでいる
取組方針	●桜井市の観光の姿を描く「桜井市観光基本計画」を策定したうえで、新たな観光にも戦略的に取り組み、市への誘客を図る。 ●歩きたくなる参道の実現に向けて、一般車両の流入抑制(モール化)やモビリティを活用した社会実験を実施し、長谷寺参道における安全性確保のための手法を検討する。 ●桜井駅周辺地区においては、市内観光の結節点という地域特性を活かし、市の中心拠点として、地域の振興や機能強化を図り、地域の賑わいを再生する。 ●大神神社参道沿いの商業施設誘致を行うため、まちづくり会社の立ち上げを目指し、さらに来訪者を三輪のまちなかへも誘客するような仕掛けづくりを検討する。 ●周辺市町村との連携により、テーマ性をもった魅力的な広域周遊ルートを形成し、県外や外国からの観光客の誘客を図るとともに、特に中中和地域での周遊促進に向けた観光ルート形成に努める。 ●首都圏や中京圏から多くの観光客が来訪して長期間滞在してもらうために、観光客のニーズに沿った当市ならではの高品質な体験や価値を提供し、更に観光客の満足度を上げるために、本市を訪れる人に快適な滞在を楽しんでもらえるよう、受入体制の整備に努める。 ●市への郷土愛の醸成を図るため、本市の誇れる文化資源や歴史資産はもちろん、市の魅力や新たな価値を、市民に対して積極的に啓発する。 ●新型コロナウイルス感染症の収束を見定めてターゲットの絞り込みを行った上で、ツアー造成や効果的なプロモーション活動を通じて、当市を訪れる外国人観光客の増加を図り、外国人観光客の観光需要を顕在化させることで、受入環境整備等、民間を中心とした投資の促進を図る。 ●国内外の観光客に新たな来訪目的を提供するため、NAFIC を中心とした「ガストロミーツーリズム」、山の辺の道を中心とした「アグリツーリズム」、桜井駅周辺を発着する「サイクルツーリズム」等の事業を推進する。 ●観光消費を高めるために、滞在型観光の推進を図る。

コメント [P20]: 他の調書との書き方をそろえる。

「(例) 市内の多くの銘産品・特産品の地域資源としての活用が必要である」

⇒このままで

コメント [P21]: 他の調書との書き方をそろえる。

「(例) 市の玄関口である桜井駅周辺地区では、空き家や空き店舗の増加により、中心市街地の空洞化が起こり、地域の賑わいが失われており、地域の魅力・活力の向上が必要である」

⇒左記のとおり変更

コメント [大黒22]: 少し違和感があります。「立ち上げの検討が必要である」とか？

⇒修正します

コメント [P23]: 観光振興として最も重要な取り組みがみえにくい。順番を入れ替えるなど整理してみてもいいか？そのうえで取組方針を再度整理しなおしてください。(課題解決に向けて同じような内容が書かれているものがあるため、整理が必要)

⇒このままで

コメント [笹井24]:

コメント [P25]: どの課題に対する取組方針でしょうか？

⇒特に課題では記載しない

コメント [P26]: コロナ対策にたいするインバウンド観光の在り方も踏まえ再検討が必要ではありませんか？

⇒このままで

コメント [笹井27]:

分野：１．桜井の個性を活かした活力あるまち 【観光・産業】

			担当部	まちづくり部	
施策番号	1 - 2	施策名	農林業の振興	主担当課	農林課
関連組織	商工振興課、農業委員会事務局				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	産業政策と地域政策を車の両輪として、農業・農村全体の所得を今後 10 年間で倍増させることを目指し、 ①国内外の需要（需要フロンティア）の拡大②需要と供給をつなぐ付加価値向上のための連鎖（バリューチェーン）の構築③農地中間管理機構を通じた農地の集約化などの生産コストの削減の取組や、経営所得安定対策と米の生産調整の見直しなどの生産現場の強化④高齢化が進む農村を、構造改革を後押ししつつ将来世代に継承するための農村の多面的機能の維持・発揮 この 4 つの柱を軸に政策を再構築し、若者たちが希望を持てる「強い農林水産業」と「美しく活力ある農山漁村」を創り上げるとしている。			農林水産業・地域の活力創造プラン（平成 25 年 12 月 10 日決定・平成 30 年 11 月 27 日改訂）	
	林業の持続的発展及び森林の有する多面的機能の発揮に資することを目的とした森林経営管理法が施行され、市と森林所有者の経営管理の責務が明確化された。			森林経営管理法（平成31年4月1日施行）	
	森林環境譲与税については、森林経営管理制度の導入にあわせて、令和元年度より譲与が開始され、使途については、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の「森林整備及びその促進に関する費用」に充てることとされている。			森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律（平成31年4月1日施行）	
	SDGs をきっかけに、多くの農山漁村等で再生可能エネルギーや生物多様性をテーマに、持続可能な発展につながる取組が始まることが期待されている。				
県の動向	県内の農地を有効に活用し、農業の生産性の向上を図るために設定する特定農業振興ゾーンの規則を制定し、農地集積を進めている。			奈良県特定農業振興ゾーンに関する規則	
市の動向	担い手への農地の集積を推進するため、農業の効率化と高収益化を目指す人農地プランを実践している。			桜井市森林経営管理基本計画（令和 2 年 3 月 31 日策定）	
	桜井市鳥獣被害防止対策協議会による、有害野生鳥獣対策事業を推進し、農作物被害の低減に努めている。 桜井市森林経営管理基本計画を策定して、森林経営管理法に定める市の責務を果たしている。				

コメント [大黒28]: 「農業の効率化、高収益化を目指し、人農地プランを実践している。」
でいいのでは？

⇒左記のとおり変更

コメント [P29]: 現況にもおおむね同じ文章が記載されているので、市の動向からはずしても問題ないのではないのでしょうか？
「(例) 桜井市森林経営管理基本計画を策定し、森林経営管理法による市の責務を果たしている」という書き方の方がわかりやすいのでは？

⇒左記のとおり変更

現状	●新規就農者への支援や、担い手への農地集積を進めている。耕作放棄地については、農業委員会や桜井市地域農業再生協議会と連携しながら、農地の再生に努めている。 ●奈良県猟友会桜井支部と連携しながら、中山間地域を中心に、イノシシやシカ等有害野生鳥獣の捕獲に努め、営農意欲の低減を防ぎ、同時に市街地への被害拡大を防止している。 ●森林環境譲与税を活用し、森林の管理に努めている。
課題	●高齢化や後継者不足による農業従事者の減少に対し、新たな担い手農家の育成や、若者が魅力を感じる、新たな農業の仕組みづくりが必要である。 ●これまで有害野生鳥獣防除事業を実施してきた、中山間地区以外の平野部の圃場や市街地において、野生鳥獣による人的被害など被害が拡大していることから、さらなる有害野生鳥獣対策事業の強化が必要である。 ●林業については、森林経営管理法に基づき、情報集積、意向調査の実施、所有者不明の山林調査や境界確定等が必要である。
市民生活の目標像	農林業がいきいきと営まれ、新たな魅力が生まれている
取組方針	●国・県の施策や各種団体等と連携し、農業経営の安定化による後継者・新規就農者の育成を図るとともに、2次・3次産業との融合等を通じて、地域内外の需要の安定確保と農産物の高付加価値化を進める。 ●安倍地区にあるNAFIC周辺地域においては、地元の賑わいづくり協議会と協力して、農業による地域の活性化について検討を進める。 ●今後は、奈良県や関係機関との連携を図り、魅力ある農業を確立する。また、NAFIC卒業生などの若者の就農を進め、農業を軸とした地域の活性化を行う。 ●森林経営管理法に基づき、桜井市森林経営管理基本計画を策定する。また、森林環境譲与税を財源として、森林所有者による林業経営の管理、治水機能をもった災害に強い山林の整備に向け間伐・保育を促すとともに、木材の新たな活用方法等についても調査・研究を行い、2次・3次産業等と連携した新たな6次産業化製品の創造に努める。

コメント [P30]: 取組方針と課題が混ざって記載されていてわかりにくいです。

「(例) 高齢化や後継者不足による農業従事者の減少に対し、新たな担い手農家の育成や、若者が魅力を感じる、新たな農業の仕組みづくりが必要である。」のような記載にしてはどうでしょうか？

⇒修正します

コメント [P31]: 「(例) これまで防除事業を実施してきた中山間地区以外の平野部の圃場や市街地での野生鳥獣による人的被害など被害が拡大しており、さらなる有害鳥獣対策事業の強化が必要である」のような記載にしてはどうでしょうか？

⇒左記のとおり変更

コメント [P32]: これは現状ではありませんか？

分野：１．桜井の個性を活かした活力あるまち 【観光・産業】

				担当部	まちづくり部
				主担当課	商工振興課
施策番号	1 - 3	施策名	工業の振興		
関連組織	観光まちづくり課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	地域再生制度に基づき、地方公共団体における地方版総合戦略に基づく先導的な取組を支援するため、地方創生推進交付金を交付している。			地域再生法(平成 17 年法律第 24 号)	
	中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図るための計画を支援している。			生産性向上特別措置法（平成 30 年 6 月 6 日）	
県の動向	企業立地の促進のため、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県内における企業立地を促進するための施策を位置づけ、県経済の発展と県民生活の向上を図っている。			奈良県地域未来投資促進基本計画（平成 29 年 9 月 29 日） 奈良県企業立地促進条例（平成 20 年 4 月 1 日）	
市の動向	市の特産品「三輪素麺」の普及、促進を目的とする条例を制定し、三輪素麺の PR 活動を実施するとともに、食べる習慣を広め、伝統文化の理解と地域経済の活性化に取り組んでいる。			桜井市三輪素麺の普及の促進に関する条例（平成 29 年 7 月 7 日施行）	
	生産性向上特別措置法に沿って、「先端設備等導入計画」の認定を受けた中小企業・小規模事業者等が、設備投資を通じて労働生産性の向上を図る事業を支援している。			生産性向上特別措置法（平成 30 年 6 月 6 日）	
	市内の工場等の立地を促進するための必要な奨励措置を講ずることによって地域産業の振興を図っている。			桜井市工場誘致条例（平成 24 年 4 月 1 日施行）	
現状	● 地場産業の振興と安定のため、関係団体に対して補助金を交付しており、特に三輪素麺については、国や県の交付金等を活用し、桜井市の魅力の発信と地域の振興を図るための PR イベントを開催している。また、のぼり旗・ポスターを作成し、啓発活動を行っている。 ● 桜井らしい個性と魅力を持った、様々な素晴らしい産品（資源）を認定することにより地域ブランド化し、ふるさと納税の返礼品への登録等により商品を PR することで、地域経済の活性化並びに桜井市の知名度の向上に向けた取組を行っている。 ● 中小企業の実現のため、先端設備等導入促進基本計画の認定を受けた中小企業者に対し、償却資産に係る固定資産税の特例措置などの支援を講じている。 ● 事業用地等登録制度を策定し、売却・賃貸を予定している産業用地等の情報を登録し、立地を希望する企業等に情報提供を行う体制を整えている。				
課題	● 三輪素麺をはじめとする桜井市の特産品は、販売量最多の競合他ブランドの存在や、他地方のものとの差別化が不十分なため競争力が高いとは言えないため、これらの地域資源を活用するためには、ブランド力の向上が必要である。 ● 少子高齢化による人手不足・後継者不足などの厳しい経営環境に対応するため、老朽化が進む設備について生産性の高い設備に切り替え、労働生産性を高める必要がある。 ● 事業用地等登録制度を策定したが、土地等の登録が進んでいないため、制度のさらなる周知が必要である。				
市民生活の目標像	地場産業とともに新たな産業が根付き、他の産業とも連携した地域の産業の振興が図られている				
取組方針	● 地場産業については、他の製品との差別化・ブランド化により、競争力の強化を図ることが求められることから、中小機構による支援や、国から認定を受けた経営発達支援計画に基づき、市商工会と連携して対策を講じる。				

コメント [大黒33]: 「(例) 企業立地の促進のため、基本理念を定め、県の責務を明らかにするとともに、県内における企業立地を促進するための施策を位置づけ、県経済の発展と県民生活の向上を図っている」のような記載にしようでしょうか？

⇒左記のとおり変更

コメント [大黒34]: 何度も「三輪素麺」と出てきて、何が言いたいかわからなくなります。「特に地域資源である三輪素麺については、国や県の交付金等を活用し、桜井市の魅力の発信と地域の振興を図るための PR イベントを開催している」としてはどうでしょうか。

⇒修正します

コメント [P35]: 「認定することで地域ブランド化」と「ふるさと納税返礼品への…」のつながりがよくわかりません。

⇒左記のとおり変更

コメント [P36]: 現状と課題が混ざって記載されています。また、そうめんの話とその他の地場産品の話が混ざって記載されていてわかりにくいです。

⇒左記のとおり変更

コメント [P37]: 民有地の登録が進まないという事象であって課題まで整理されていません。

⇒左記のとおり変更

	●市内の中小企業が抱える人手不足・後継者不足などに対応するため、老朽化が進む設備を生産性の高い設備へ切り替え、労働生産性を高める事業への支援を行う。 ●市産業全体の活性化を促すための工業系企業の誘致については、当市の歴史的背景や美しい景観、自然環境などに配慮するとともに、道路等のインフラ整備について関係機関と連携しながら、情報の収集・発信を充実する。
--	---

コメント [P38]: 「充実化を図る」⇒「充実する」でいいのではないのでしょうか？
⇒左記のとおり変更

分野：１．桜井の個性を活かした活力あるまち 【観光・産業】

			担当部	まちづくり部	
施策番号	1－4	施策名	商業の振興	主担当課	商工振興課
関連組織	観光まちづくり課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	小規模事業者の事業の持続的発展を支援するため、商工会等が作成する支援計画のうち、特に小規模事業者に資するものについて経済産業大臣が認定する仕組みを、平成 26 年度から導入している。			商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成 26 年及び令和元年改正）	
	キャッシュレス化推進のため、「キャッシュレス・ビジョン」、「クレジットカードデータ利用に係るガイドライン」を策定し、キャッシュレス推進協議会を設立している。			キャッシュレス・ビジョン(平成 30 年 4 月 11 日策定) クレジットカードデータ利用に係るガイドライン（平成 30 年 4 月 11 日策定） キャッシュレス推進協議会(平成 30 年 7 月 3 日設立)	
県の動向	小規模事業者の成長発展又は持続的発展を促すため、「奈良県小規模企業振興基本条例」を制定している。			奈良県小規模企業振興基本条例（平成 29 年 4 月 1 日施行）	
	県のまちづくりに関する方針と合致するプロジェクトについては、県と市町村で連携協定を締結し、協働でプロジェクトを実施し、まちづくりの実現を図っている。			県と市町村とのまちづくりに関する連携協定	
市の動向	桜井市商工会と共同で「経営発達支援計画」を作成し、小規模事業者の経営戦略に踏み込んだ支援を実施している。			小規模事業者支援法に基づく「経営発達支援計画」（令和 2 年 3 月 16 日認定）	
	平成 29 年 4 月に「桜井市大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画」を策定し、今後はその計画に沿って、県と個別協定を締結し具体的に推し進めていく。			桜井市大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画（平成 29 年 4 月策定）	
	ホテル又は旅館の新設及び増設を促進するための必要な奨励措置を講ずることにより、ホテル事業者の誘致を推進する。			桜井市ホテル及び旅館の誘致等に関する条例（平成 29 年 4 月 1 日）	
	「桜井市中和幹線沿道大福地区企業誘致条例」に沿って企業の誘致を進めている。			桜井市中和幹線沿道大福地区企業誘致条例（平成 24 年 4 月 1 日施行）	
現状	● 大神神社参道周辺地区まちづくり基本計画の事業を進めて行くにあたり、実際に事業を行うための課題を整理し、詳細な検討を行い最終的な住民・関係団体の意見として事業の実施主体に提言していくため、「大神神社参道周辺地区まちづくり協議会」を設立し、各種事業を進めている。				
	● 桜井駅前の市有地にホテルを誘致し、滞在型観光を推進することで、市内での経済波及効果を高めている。				
	● 中小企業の経営安定・改善と商工業の振興を図るために、中小企業に対して融資対策事業を行うとともに、桜井市商工会の行う経営講習会等の事業に対して補助を行っている。				
	● 商店街の賑わいづくりのため、商店街まちづくり活性化補助金制度を利用して、商店街が開催するイベント等に補助を行っている。				
	● 中和幹線沿道大福地区について、企業誘致に向けた取組を積極的に進めており、一部エリ				

コメント [笹井39]: ⇒キャッシュレスに関わる動向を追加

コメント [P40]: 事業の実施主体に住民意見を提言するために協議会を設立しているのか、事業を推進するために協議会を設立しているのか不明な文章となっています。文章整理が必要ではないでしょうか？
1－1の文章と同じものが入っています。ここでは商業の振興という視点で記載する必要があります。
⇒このままで

コメント [P41]: 1－1の文章と同じものが入っています。ここでは商業の振興という視点で記載する必要があります。
⇒左記のとおり変更

	アについては企業の出店が進展しているが、エリアの大半は出店が進展していない状態となっている。
課題	● 官民が一体となって、大神神社参道周辺地区への商業施設誘致を実現するため、まちづくり会社等の立ち上げの検討が必要である。 ● 商店街では、経営者の高齢化や後継者不足などにより空き店舗が増加し、商店街としての魅力低下が問題となっているため、まちづくりと連動した商業の振興が必要である。 ● 人口減少や高齢化が進むとともに、インターネットによる購買方法の変化により、市内小売業者の販売金額が伸び悩んでいることから、中小企業や小規模事業者等への支援が必要である。 ● 中和幹線沿道大福地区は、地区計画等で開発が規制されていることから、企業誘致を促進するためには、地区計画等の変更が必要である。
市民生活の目標像	人が集まりにぎわい、商業者が活気にあふれている
取組方針	● 大神神社参道沿いの商業施設誘致を行うため、まちづくり会社の立ち上げを目指し、さらに来訪者を三輪のまちなかへも誘導するような仕掛けづくりを検討する。 ● 国・県の施策に関する情報提供を行い積極的な活用を促すとともに、地域の商業者を牽引するリーダーの育成や、まちづくり事業と連動した、空き店舗を活用した起業の支援や新たな公共ニーズへの対応、また、地産外消のきっかけをつくる各種地場産業のアンテナショップなど、市内の商業の活性化を支援する。 ● 中和幹線沿道大福地区の企業誘致を推進するため、規制緩和を前提に、用途地区や地区計画の変更等を検討する。 ● 大福地区企業誘致条例や、ホテル及び旅館の誘致条例に基づき奨励金の交付を行うとともに、桜井駅前エリアについては、誘致したホテルを核とした商業活性化の取組を促進する。

コメント [P42]: 「(例) 官民が一体となった参道沿いの商業施設誘致の実現に向けまちづくり会社等の立ち上げの検討が必要である」のような記載にしてはどうでしょうか？

⇒左記のとおり変更

コメント [P43]: 現状の文章と整理して表現する必要があります。

「(例) 一定規模の一体開発が条件とされており出店が進んでいない中和幹線沿道大福地区の企業誘致促進が必要である」のような記載にしてはどうでしょうか？

⇒左記のとおり変更

コメント [P44]: 現状と取組方針が混ざって記載されています。

「(例) 中和幹線沿道大福地区の企業誘致を推進するため、規制緩和を前提に、用途地区や地区計画の変更等を検討する」のような記載にしてはどうでしょうか？

⇒左記のとおり変更

分野：１．桜井の個性を活かした活力あるまち 【観光・産業】

				担当部	まちづくり部
施策番号	1 - 5	施策名	雇用・労務対策の充実	主担当課	商工振興課
関連組織	-				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	企業の人手不足を解消するため、外国人労働者の受け入れ拡大に関する基本方針を定め、出入国管理及び難民認定法を改正した。			出入国管理及び難民認定法（平成 31 年 3 月 1 日改正法施行）	
	多様な働き方を選択できる社会を実現し、労働者の一人ひとりがより良い将来の展望を持てるようにするために、「働き方改革」を推進している。			働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律（平成 30 年 7 月 6 日公布）	
県の動向	奈良県と奈良労働局で「奈良県雇用対策協定」を締結し、互いの雇用施策等の密接な連携を進めている。			「奈良県雇用対策協定」（平成 25 年 6 月締結） 「奈良県雇用対策協定に基づく事業計画」（毎年策定）	
市の動向	市内の中小企業が抱える人手不足・後継者不足などに対応するため、ハローワーク等関係機関と連携し雇用対策を行っている。				
	指定企業に対して市内在住者の雇用を促すとともに、雇用を実践した企業への奨励金を出すために、右記の 3 つの条例を制定した。			桜井市工場誘致条例（平成 24 年 4 月 1 日施行） 桜井市中和幹線沿道大福地区企業誘致条例（平成 24 年 4 月 1 日施行） 桜井市ホテル及び旅館の誘致等に関する条例（平成 29 年 4 月 1 日施行）	
現状	● ハローワークと連携し、就業情報や技能講習会等について、広報紙等により広く情報提供を行うとともに、就職面接会を開催している。 ● 新たな雇用の創出のため、雇用対策協議会会員事業所と奈良県高等学校等進路指導研究協議会との意見交換会や名刺交換会を行っている。 ● 企業誘致により立地した企業に対し、市民の優先雇用の働きかけを行っている。				
課題	● ハローワーク等関係機関と連携して雇用対策の充実を図り、更なる職場環境の改善や福利厚生の充実等を図る必要がある。 ● 有効求人倍率は求人が求職よりも多い売り手市場となっているが、職種のミスマッチや、市外の企業への就職等により、必ずしも桜井市での採用人数の増加にはつながっておらず、市内の人手不足を解消するため、外国人労働者の受け入れ拡大の検討が必要である。 ● 地場産業の低迷により働く場が少なくなっているため、地場産業振興の取組を行いつつ、市内在住者に対し、幅広く安定的な雇用を創出できる企業を誘致する必要がある。				
市民生活の目標像	市民が良好な労働環境を得て、安心して働くことができる				
取組方針	● ハローワーク等関係機関の行う技能講習会等や就業情報について、広報紙等による周知とあわせポスターの掲示やパンフレットの配置等を行い、広く情報の提供を行うことで市民の就労を支援する。 ● 本市の労働状況など、各種統計調査の結果から現状と課題を把握し、地域の実情に合った労働行政に取り組む。 ● 地場産業の振興の取組を進める一方で、企業誘致等により立地した企業に対し、市民の優先雇用の働きかけを行うとともに、一層の雇用の拡大につなげるため、地元及び関係機関と連携して、用途地区並びに地区計画変更の調整を進め、商工業系企業の出店率の向上に努める。				

コメント [P45]: コロナで雇用についての新たな問題が出ていませんか？

⇒なし

コメント [P46]: 新型コロナ対策の取組はありませんか？

⇒なし

分野：2. 健やかに暮らせるまち 【健康・福祉】

		担当部	すこやか暮らし部
施策番号	2-1	施策名	健康づくりの充実
関連組織	保険医療課、高齢福祉課、地域包括ケア推進室		
分類	施策にかかる社会潮流		関連資料名（法律、条例、計画等）
国の動向	内閣経済財政政策では、社会保障制度を持続可能なものとなるよう、データヘルス、インセンティブの積極的活用等を通じて糖尿病等の生活習慣病の予防、重症化予防や認知症の予防等を重点的取組事項としている。これにより、健康寿命を延伸し、平均寿命との差を縮小することを目指している。 側面的には、保険者努力支援制度が更に強化され、保険者による予防・健康づくりの業績に応じ、財政支援等、罰金報償が拡充されている。		新経済・財政再生計画 2019
	心身の様々な課題を抱える高齢者に効果的な支援ができるよう、国民健康保険制度における保健事業、介護保険制度における地域支援事業等、現行の縦割り制度から、後期高齢者医療制度における保健事業の一体的な推進に向けて、法改正や財政的支援などの整備が図られている。		医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等一部改正法による高齢者の医療の確保に関する法律、国民健康保険法、介護保険法の一部改正
	地域包括ケアシステムの実現には、医療と介護の充実だけでなく、併せて高齢者が可能な限り元気な状態を保ったままの取組が重要であり、高齢者が社会参加し、互いに助け合いながら生活を続けられる地域づくりが必要であるとしている。		医療介護総合確保推進法
県の動向	県民健康寿命の男女とも日本一（都道府県順位第一位）達成を目指し、要介護とならないための予防と機能回復の取組の推進及び、若くして亡くならないための、適時・適切な医療の体制整備を行っている。		なら健康長寿基本計画
市の動向	国の動向に基づき、生活習慣病対策の一環として、受診率向上対策の継続と重症化予防の強化（糖尿病性腎症対策）を図っている。		健康さくらい21計画(第2次) 第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画
	安心して妊娠・出産を迎えるために、思春期以降の命に関する教育や、乳幼児期からの心と体づくりのための指導強化を図っており、また、若年期からの健康に対する意識づくりの推進を図っている。		健康さくらい21計画(第2次)
現状	● 母子保健では、各種健診・相談・教室において、問診・診察等から、発育発達や、状況について気になる家庭への支援、フォローを実施している。 ● 生活習慣病対策では、各種検診の企画・準備・事後処理を実施している。また、ハイリスク者への事後指導を実施している。 ● 住民主体の通いの場において、身体づくり・地域の支えあいを目的に住民への後方支援を実施している。		
課題	● ライフスタイルの変化、地域や家族関係の希薄化による生活力等の未成熟性があり、健康的な生活習慣の確立のための取組が必要である。 ● 市民一人ひとりが自身の健康に関心を持ち、主体的に生活習慣病の予防を心がけられるような意識の醸成や環境整備が必要である。 ● 疾病予防のための経年的な健診受診と、その後の重症化・合併症予防のための生活習慣の改善が		

コメント [P47]: あってますか？

	実行継続できる仕組みづくりが必要である。 ● 市民が、「食」に関する知識と行動選択できる力量形成のための食育の推進が必要である。 ● 住民主体の通いの場が充実してきている中で、住民のモチベーションを維持するための、行政の後方支援の在り方について検討が必要である。
市民生活の 目標像	健康寿命を大きく伸ばすために、市民の一人ひとりが主体的に、生活習慣の改善と健康づくりに取り組んでいる
取組方針	● 「誰もが手軽に健康づくりができるまち」を基本理念に、市民が健康的な生活習慣の重要性に理解と関心を深め、生涯にわたり自身の健康状態を意識し、主体的に健康の保持・増進に努められるよう、健康づくり事業を推進する。 ● 安全・安心な妊娠・出産を迎えるために、思春期以降の健康教育の充実を図る。 ● 乳幼児期からの心身の健康づくりのため、保護者世代への周知・啓発を強化する。 ● 生活習慣病・がん疾患発症予防のための啓発・教育事業を推進する。また、疾病の早期発見、早期治療につなげるため、各種検診の受診率向上と重症化予防に主体的に取り組めるよう支援する。 ● 予防可能な脳血管疾患、糖尿病性腎臓病等を抑制するため、重症化予防対策を推進する。 ● 食による健康への影響についての理解を深め、食の大切さを意識し、健全な食の実践に取り組めるよう、保健指導と関係機関の連携を引き続き推進する。 ● 感染症予防に対する正しい知識や情報等について、関係機関と連携しながら普及啓発を図る。また、感染症の発生とまん延を予防するため、予防接種率の向上に努める。

コメント [P48]: 何を支援するのでしょうか？

分野：2. 健やかに暮らせるまち 【健康・福祉】

				担当部	福祉保険部
施策番号	2 - 2	施策名	地域福祉の充実	主担当課	社会福祉課
関連組織	-				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	地域共生社会の実現に向けた地域福祉の推進のため、各分野にわたる地域生活課題の把握、包括的な支援体制の整備を積極的に推進している。			社会福祉法	
県の動向	包括的・予防的支援の体制構築を目指し、地域力強化に向けた取組推進や福祉専門職の確保・定着支援、また地域課題の解決に向け、地域福祉を支える様々な主体と協働・連携して取り組む「福祉の奈良モデル」を推進している。			社会福祉法 奈良県地域福祉計画（平成 28 年 3 月） 奈良県地域福祉推進大綱	
市の動向	住民会議を実施し、広く協議を行い、「桜井市地域福祉計画」を策定した。また、地域課題の共有と解決に向け、桜井市社会福祉協議会と連携を図りながら、各事業に取り組んでいる。			社会福祉法 桜井市地域福祉計画（平成 30 年 3 月） 桜井市地域福祉活動計画	
現状	● 包括的支援体制の整備として 4 中学校区に地域福祉相談員を配置し、支援を必要とする地域住民が抱える多様な複合的な地域生活の課題について解決を図っている。 ● 社会福祉協議会が中心となった幅広い福祉ボランティア活動の活性化や組織の強化と充実を図るため、社会福祉協議会の行う地域福祉事業に対して補助を行っている。 ● 地域における福祉活動に取り組んでいる民生児童委員や各種団体に対して補助を行っている。 ● 犯罪や非行のない明るい社会を築くため啓発を行っている。				
課題	● 地域に密着した活動を通して把握された住民が抱える生活課題に関する相談について包括的に受け止め、情報提供や助言を行うため、支援機関との一層の連携強化が必要である。 ● 地域住民等が相互に交流を図ることができる場や、地域福祉を推進するために地域の課題を包括的に受け止める場を整備することが必要である。 ● 地域に根ざした福祉活動を展開するため、社会福祉協議会との連携を図り、ボランティア活動を推進することが必要である。				
市民生活の目標像	市民が地域のなかでともに支え合って安心して暮らしている				
取組方針	● 地域共生社会の実現のため「他人事」になりがちな地域づくりを地域住民が「我が事」として主体的に取り組む仕組みづくりと、世帯全体の複合的な地域課題を「丸ごと」受け止める総合的な相談支援体制づくりを進める。 ● 福祉ボランティアに対する関心や興味を育て、人材を幅広い層に広げていくとともに、実際の活動に結びつけるため、関係団体との協力体制を構築し、市民、事業者など多くの活動主体との情報共有を進める。 ● 地域に密着して活動を行っている民生児童委員を中心に、一人暮らしの高齢者世帯や子育て中の世帯等への「声かけ」や「安否確認」などの助け合いの仕組みを作ることで、個人が社会から孤立することを防止できるよう地域ネットワークづくりを進める。				

コメント [笹井49]: ⇒ 1 字修正

コメント [P50]: 新型コロナでの新たな問題が出ていませんか？

⇒なし

コメント [P51]: 新型コロナ対策としての新たな取組はありませんか？

⇒なし

分野：2. 健やかに暮らせるまち 【健康・福祉】

		担当部	福祉保険部
施策番号	2-3	施策名	障害者福祉の充実
		主担当課	社会福祉課
関連組織	保険医療課		
分類	施策にかかる社会潮流		関連資料名（法律、条例、計画等）
国の動向	障害者福祉は、障害者基本法の理念に則り、身体・知的・精神・児童その他の障害者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活・社会生活が営めるよう、障害者福祉政策を整備し必要な障害福祉のサービス給付及び支援等を総合的に行っている。		障害者権利条約（平成 26 年 1 月批准） 障害者総合支援法（平成 25 年 4 月施行） 第 3 次障害者基本計画（平成 25 年 9 月閣議決定） 障害者差別解消法（平成 25 年 6 月制定、平成 28 年 4 月施行）
県の動向	包括的・予防的支援の体制構築を目指し、地域力強化に向けた取組推進や福祉専門職の確保・定着支援、また地域課題の解決に向け、地域福祉を支える様々な主体と協働・連携して取り組む「福祉の奈良モデル」を推進している。		奈良県障害者計画（平成 27 年 4 月）
市の動向	障害者総合支援法に定められている「市町村障害福祉計画」に基づく障害福祉サービス分野の実施計画を策定し、各種事業に取り組んでいる。		第 3 次桜井市障害者福祉基本計画（平成 29 年 3 月） 第 5 期桜井市障害福祉計画（平成 30 年 3 月）
	平成 29 年から 10 年間、障害者福祉をめぐる国や県の動向を注視しつつ、障害のある人もない人も互いに尊重し合い、社会全体が当事者を受け入れ、ともに暮らしやすい地域づくりの実現に向けて、地域における障害者への理解と啓発、療育・教育分野、医療・保健分野、雇用・就労分野、社会参加及びまちづくりの各分野においての取組を実施している。		障害者基本法第 11 条 3 項 桜井市こころつながる手話言語条例（平成 30 年 4 月）
現状	● 障害者等にかかる相談支援、手話通訳等の意思疎通支援、日常生活用具給付扶助、移動支援等の地域生活支援事業を実施している。		
課題	● 障害者の現状や課題について、周知を図る必要がある。 ● 行政や施設において、各種障害の専門的知識を有する者が不足している。 ● 障害各分野（身体・知的・精神）に応じた、企業の理解や就労条件の整備が不足している。 ● 相談支援機関やサービス事業所との連携を強化する必要がある。		
市民生活の目標像	障害を持つ人が安心して、地域でともに生活している		
取組方針	● 障害者も地域社会を形成する一員として、人権が尊重され、自己選択と自己決定のもと、地域のあらゆる活動に参加できるよう支援していくために、障害者一人ひとりの状況に応じた自立のスタイルを確立できるよう、各種サービスを充実させる。 ● 障害者が地域で安心して暮らせるよう、相談支援事業所が中心となり、市の関係機関及び事業所から成る支援体制のネットワーク構築を図る。 ● 障害者が地域で安心して暮らせるように、生涯を通じて障害や障害者への理解を深めるための、手話の周知や啓発講座等の福祉教育を推進する。		

コメント [P52]: 他のシートと同様に「●●が必要である」という書き方で記載修正をしてください。
⇒左記のとおり変更

分野：2. 健やかに暮らせるまち 【健康・福祉】

				担当部	福祉保険部
施策番号	2 - 4	施策名	高齢者福祉の充実	主担当課	高齢福祉課
関連組織	保険医療課、地域包括ケア推進室				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	高齢化が進展する中で、地域包括ケアシステムを推進するとともに、 <u>制度を維持</u> するためには、保険者が地域の課題を分析して安定したサービス提供体制等を構築することや、高齢者になるべく要介護状態にならずに自立した生活を送るための取組を進めることが重要であるとしている。			介護保険法等（平成 12 年 4 月 1 日施行）	
県の動向	高齢者が生きがいを持って活躍し続けられるとともに、いつまでも住み慣れた地域で安心して暮らし続けられる奈良県を目指している。			奈良県高齢者福祉計画及び第 7 期奈良県介護保険事業支援計画（平成 30 年 3 月策定）	
市の動向	高齢化が進展する中、できる限り健康寿命を延ばし、健やかで明るいきいきとした暮らしが実現できるように、生きがいづくりや健康づくりの支援、介護予防を推進していく。			老人保健福祉計画及び第 7 期介護保険事業計画（平成 30 年 3 月策定）	
現状	● 介護予防・日常生活支援総合事業を平成 29 年度から開始し、その中で、現在、基準を緩和したサービス（通所型、訪問型）を実施している。 ● 専門職による短期間で集中的に行われるサービスの創設に取り組んでいる。 ● 平成 28 年度に地域包括ケア推進室を設置し、在宅医療・介護の連携や認知症施策を推進するとともに、生活支援サービス体制の整備や、地域包括支援センターの運営支援等に取り組んでいる。				
課題	● 市民相互の助け合いの重要性を認識し、自立のための環境整備等の推進を図る必要がある。 ● 独居高齢者の増加に伴い、地域での生活が継続できるよう生活支援体制の整備が必要である。 ● 高齢化が進行する中で、認知症状のある高齢者や、独居の高齢者が増加していることから、認知症への理解を深めるための知識の普及・啓発や公的サービスだけでなく、地域全体で高齢者を支える仕組みづくりが必要である。 ● 医療や生活の支援を必要とする高齢者が、適切なサービスを受けることができる仕組みづくりが必要である。				
市民生活の目標像	医療、介護、予防、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供される「地域包括ケアシステム」が構築され、暮らし方や健康状態の異なる様々な高齢者が健康面でも精神面でも安心して暮らしている				
取組方針	● 国民年金の動向を見ながら、高齢者が経済的に不安なく暮らせるよう、介護者に対する負担軽減事業（寝たきり高齢者への紙おむつ支給等）の充実を図る。また、健康な高齢者の方が、生活をより充実させる上で必要となる生活費を賄うための、労働機会の提供を図る。 ● 高齢者が安心して生活できる社会にするために、市民・関係機関と連携しつつ、介護保険制度等、高齢者の暮らしに必要な情報を確実に提供する。また、多様な価値観を持つ高齢者の交流機会の充実を図るとともに、在宅で生活ができるための介護予防事業等の充実を図る。 ● 市全体で認知症高齢者等を見守り、支援するために、認知症の理解を広げるための現状の取組に加え、企業等を対象にした認知症サポーター養成講座の開催や、地域で認知症を支える人材育成を行う。 ● 住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるように、認知症当事者や家族がつながる場を設ける。 ● 在宅医療・介護の連携を推進する。				

コメント [大黒53]: 「制度の持続可能性を維持」という表現が分かりにくいです。
「制度を維持」、「制度を持続させる」などとしてはどうでしょうか。
⇒修正します

コメント [P54]: 「(例) 図る必要がある」のような記載にしてはどうでしょうか？
⇒修正します

分野：2. 健やかに暮らせるまち 【健康・福祉】

				担当部	すこやか暮らし部
施策番号	2-5	施策名	子育て支援の充実	主担当課	けんこう増進課
関連組織	児童福祉課、保険医療課、こども未来課、社会福祉課、学校教育課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	次世代を担う子どもを育成する家庭を社会全体で支援する認識をもち、子育てにかかるコストの軽減や子育てと仕事の両立支援を行っている。			子ども子育て支援法（平成 24 年 8 月 22 日） 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年 7 月 16 日）	
	待機児童解消のための、学校の余裕教室活用の推奨を含め、学童保育所入所対象者の定義を改正している。			放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準（平成 26 年 4 月 30 日）	
	すべての子どもが健全に育成されるよう、児童虐待について発生予防から自立支援までの一連の対策の更なる強化等を図るため、児童福祉法の理念が明確化され、市・児童相談所の体制強化等さまざまな対策が求められている。			児童福祉法等の一部を改正する法律（平成 28 年 6 月 3 日）	
	子どもの貧困対策計画策定を努力義務としている。			子どもの貧困対策基本法（平成 26 年 1 月）	
県の動向	子育て世代の孤立感・不安感を解消するための、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援の提供が必要であるとしている。				
	令和元年度より、未就学児現物給付を開始している。				
	児童虐待において発生予防から自立支援までの対策の強化を図っている。			第 4 期奈良県児童虐待アクションプラン（令和 2 年 3 月）	
市の動向	妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援を目的として、令和元年 5 月にまほろばセンターに市内で 3 か所目となる地域子育て支援拠点事業「ドレミの広場」を開設している。 また、子ども一時預かり事業を実施し、利用者支援事業基本型を開設した。			桜井市地域子育て支援拠点事業条例（平成 31 年 4 月 1 日） 桜井市子ども一時預かり事業条例（令和元年 7 月 1 日） 桜井市利用者支援事業要綱（平成 28 年 8 月 1 日）	
	小学 6 年生までの留守家庭の児童を対象として市内全小学校敷地内に学童保育所を設置している。			桜井市放課後児童育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 26 年 12 月 25 日） 桜井市放課後児童健全育成施設設置条例（平成 15 年 3 月 26 日）	
	子育て世代包括支援センターや児童相談所等と情報共有し、実態の把握や相談対応等のソーシャルワークを行う子ども家庭総合支援拠点を、平成 30 年 6 月に設置した。			桜井市子ども子育て支援事業計画（案） 桜井市子ども家庭総合拠点の設置及び運営に関する要綱（案）	
現状	● 親子の遊び場である子育て拠点を市内に 3 か所設置しており、参加者は年々増加している。 ● 保健福祉センター「陽だまり」の利用者支援事業（基本型・母子保健型）に加え、まほろばセンターに基本型を開設し、子育ての相談、情報提供、地域連携を行っている。 ● 地域での子育ての孤立化を防ぐ取組として、出張ミニつどいの広場を月 1 回実施している。 ● 学童保育は、低学年（新 3 年生まで）の児童は 1 次募集で受入が可能であり、各学童保育所の				

コメント [P55]: 言い回しが変わる？
「…切れ目ない支援の提供の必要性が示されている。」という言い方の方がわかりやすいのではないのでしょうか。
⇒このままで

	定員の空き状況により2次募集を行っているが、地域によっては待機児童が発生しており、利用希望が多い長期休暇中に待機児童が発生する場合もある。 ● 中学校卒業の3月31日までの子どもの医療費については、保険診療の自己負担金から一部負担金を除いた額を助成している。 ● 児童虐待対応件数は、全国的には増加しているが、本市においては、横ばい傾向である。 ● 児童人口に対しての児童虐待対応件数の割合は県内市町村より高いが、約半数は児童虐待の発生が危惧される事案であり、児童虐待発生前からの関係機関との連携支援が行えている。 ● 「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく総合的な取り組みが進んでいない。
課題	● 妊娠前から子育て期までの切れ目ない支援をめざしているが、総合的な支援体制は確立されていない。 ● 休日に勤務する際に、保護者が子どもの預け先を確保できないという問題がある。 ● 相談窓口や支援事業は充実傾向にはあるが、支援事業につながらない保護者もいる。 ● 子育ての孤立を防ぐため地域との連携強化策が必要である。 ● 学童保育所は、児童数の減少に関わらずニーズが高まっており、待機児童が発生している地域もあることから、学校の余裕教室活用について、教育委員会との連携が必要である。 ● 要保護児童対策地域協議会のネットワークを活用し、児童虐待の未然防止、早期発見、早期対応を図るため、関係機関との一層の連携強化が必要である。 ● 児童虐待対応に係る専門的支援の充実と、関係機関職員の対応力向上が必要である。 ● 子ども家庭総合支援拠点の更なる機能強化が必要である。 ● 子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画を策定する必要がある。
市民生活の目標像	子育てに関する相談や支援が受けられ、安心して子育てが出来る
取組方針	● 「子どもは地域全体で育てる」という意識をもって、地域社会、企業、学校が、それぞれの知識や技術を活かして子育て支援ができるような地域環境の基盤づくりを推進する。 ● 子育て中の親の悩みや問題の把握、解決のため、地域の協力を得ながら子育て相談や訪問活動を行い、それぞれにあった子育て支援施策と広報活動の充実を図り、継続して支援できるネットワークづくりに取り組む。 ● 子育て中の親が、それぞれのライフステージに応じて必要とする情報を取得しやすくするため、従来の市ホームページや公式SNS（ツイッター）、民間情報誌による広報に加え、LINE等を活用して積極的に情報を発信することにより、相談支援につなげる仕組みを構築する。 ● 問題解決に結びつけるための研修会の実施や、より専門的な指導・助言を受けることができる体制の構築に取り組む。 ● 教育委員会と連携することにより、学校の余裕教室を活用して待機児童の解消を図る。 ● 子どもの医療費の一部を助成し、子どもの健康保持を図ることに取り組む。 ● 要保護児童対策地域協議会の機能を積極的に活用し、関係各機関との連携を強化することで、児童虐待の未然防止と、早期発見・早期対応に取り組む。 ● 子ども家庭総合支援拠点の機能強化のために、専門的支援を充実するとともに、関係機関と連携して、体制の整備に取り組む。 ● 「子供の貧困対策に関する大綱」及び県計画に基づき、市においても計画を策定し、総合的な取組を推進する。

コメント [P56]: 「(例) 低学年(新3年生まで)の児童は1次募集で学童保育にすべて受入れ、定員の空き状況により、2次募集を行っているものの、地域によっては待機児童が発生している」という言い方の方がわかりやすいのではないのでしょうか。

⇒左記のとおり変更

コメント [P57]: 新型コロナでの新たな問題が出ていませんか？

⇒なし

コメント [P58]: 他のシートと同様に「～が必要である」という記載方法にしてください。

⇒このままで

全体的にもう少しまとめて課題を記載してください。

⇒このままで

コメント [P59]: 新型コロナに対応した新たな取組方針はありませんか？

⇒1項目追加します

コメント [笹井60]: ⇒左記のとおり変更

分野：2. 健やかに暮らせるまち 【健康・福祉】

				担当部	福祉保険部
				主担当課	児童福祉課
施策番号	2 - 6	施策名	保育の充実		
関連組織	-				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策として社会保障を全世代型に変えるため幼児教育・保育の無償化を実施している。			子ども・子育て支援法（平成 24 年 8 月） 次世代育成支援対策推進法（平成 15 年 7 月）	
県の動向	妊娠・出産期から切れ目のない支援を行うとともに、待機児童解消のため、保育所整備や多様な保育サービスの提供を支援するとともに、保育士等の人材確保及び資質の向上を図っている。			奈良県こどもすくすく・子育て安心プラン（平成 27 年 3 月）	
市の動向	公立・私立の保育所等がそれぞれの特長を活かした相互連携を行うとともに、より良い保育が受けられるよう、幼保一元化に向けた取組を進めていく。			桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関する基本方針（平成 31 年 3 月）	
現状	● 公立・私立の保育所等については、0 歳児から 2 歳児の入所希望が多く、待機児童が増加している。 ● 子育て等に不安を抱く保護者に向けて、在園児に対しては家庭支援を行っており、未就園児の場合はつくしんぼ広場で相談や交流の場を設けている。 ● 障害のある児童に対し、<u>障害の程度</u>を見ながら必要に応じて保育士の加配対応を行っている。 ● 保育士の資質向上のため、研修会等へ積極的に参加し知識や技術の習得に努めている。				
課題	● <u>より良い保育を実施するため、老朽化している公立保育所の改善が必要である。また、幼保一元化に向けた取組を進めていく中で、施設の建て替えや複合化等の検討を進めていく必要がある。</u> ● <u>0 歳児から 2 歳児の待機児童の受け入れや、配慮を要する児童への保育士加配などのニーズへの対応には、保育士の増員が必要である。</u>				
市民生活の目標像	未就学年齢児の一人ひとりが、より良い保育・教育を受けられる				
取組方針	● <u>保育計画の一層の充実と、保育士等の資質向上を図るとともに、担い手不足の解消に向けて、引き続き保育士の募集を行う。</u> ● <u>平成 31 年 3 月策定の「桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関する基本方針」を受けて、令和 2 年度以降に「桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関する基本計画」を策定し、幼保一元化への取組と、少子化を考慮した施設の集約を進める。</u> ● <u>認定こども園への転換を推進するため、施設数や立地場所、整備時期等を明確にした具体的な計画を検討し、適正な就学前施設の配置・運営を実現するための取組を進める。</u> ● <u>認定こども園による、就学前の保育と教育を同一施設で行うことのメリットを活かし、切れ目のない保育・教育を実施する。</u>				

コメント [大黒61]: 障害の程度の方がよいのではないのでしょうか

⇒修正します

コメント [P62]: コロナでの課題はありますか？

⇒なし

コメント [P63]: 取組方針と課題が混ざっているため、もう少し簡潔にまとめてください。

「(例) より良い保育を実施するため老朽化している公立保育所の改善が必要である。」という言い方の方がわかりやすいのではないのでしょうか。

⇒左記のとおり変更

コメント [P64]: 他のシートと同様に「～が必要である」という記載方法にしてください。

⇒このままで

「(例) 0 歳児から 2 歳児の待機児童の受け入れや、配慮を要する児童への保育士加配などのニーズへの対応可能な保育士の育成・強化が必要である。」という言い方の方がわかりやすいのではないのでしょうか。

⇒左記のとおり変更

コメント [P65]: コロナでの課題に対する取組方針はありませんか？

⇒なし

コメント [P66]: 文章が長すぎます。もう少し簡潔に表現してください。

⇒左記のとおり変更

コメント [P67]: 社会潮流で記載済のため削除しても良いのではないのでしょうか？

⇒このままで

コメント [P68]: る。

⇒修正します

分野：２．健やかに暮らせるまち 【健康・福祉】

				担当部	すこやか暮らし部
施策番号	2-7	施策名	地域医療体制の充実	主担当課	けんこう増進課
関連組織	地域包括ケア推進室				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	地域医療構想の進め方については、地域医療構想調整本部会議において、構想区域の医療機関の実績や将来の医療需要の動向を踏まえて、対応方針を協議している。			経済財政運営と改革の基本方針2017（平成29年6月9日閣議決定）	
	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、在宅医療と介護を一体的に提供するために医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進している。			介護保険法	
県の動向	地域医療構想の「奈良方式」として、重症な救急や高度医療を担う「断らない病院」と、地域包括ケアを支える「面倒見のいい病院」への機能分化、強化を促進している。			東和構想区域地域医療構想調整会議	
現状	● 休日や夜間に市民等の応急診療を行うため、休日夜間応急診療所を運営し、一時救急医療体制を確保している。 ● 桜井地区病院群二次輪番制の実施により、二次救急医療体制を確保している。 ● 入退院と在宅療養がスムーズにできるよう、医療・介護連携マニュアルの策定に参画している。 ● 在宅医療・介護連携推進のための研修会、講演会を開催している。				
課題	● 桜井地区病院群二次輪番制における、医師不足や一時救急患者の受け入れが問題となっている。 ● 切れ目のない在宅医療の仕組みを十分に構築できていない。				
市民生活の目標像	必要時に医療や介護制度の情報を得ることができ、適切なサービスをうけることができる				
取組方針	● 基幹病院との連携を支え、休日・時間外の二次救急医療の体制の維持・充実を図る。 ● 地域の医療・介護の資源を把握し、住民が必要時に情報を得ることができるよう資源マップを作成し、啓発を行う。 ● 在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策を協議できる仕組みづくりを行う。 ● 切れ目のない在宅医療と在宅介護を提供する体制を構築・支援するために、引き続き連携マニュアル策定会議に参画する。 ● 在宅医療・介護連携に関する相談支援が行える窓口の設置を行う。 ● 顔の見える関係づくりや専門職のスキルアップを目指すために、医療・介護関係者の研修を開催する。				

コメント [P69]: 新型コロナでの新たな問題が出ていませんか？

⇒なし

他のシートと同様に「～が必要である」という記載方法にしてください。

⇒このままで

「(例) 医療サイドと介護事業所等の窓口となる担当課が異なり、スムーズな連携が取りにくく、介護事業所現場の実情にあった事業展開を図る必要がある。」という言い方の方がわかりやすいのではないのでしょうか。

コメント [P70]: 新型コロナに対応した新たな取組方針はありませんか？

⇒なし

分野：2. 健やかに暮らせるまち 【健康・福祉】

				担当部	福祉保険部
施策番号	2-8	施策名	市民の生活支援の充実	主担当課	社会福祉課
関連組織	けんこう増進課、こども未来課、学校教育課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも生活保護制度が国民の信頼に応えられるよう、「就労による自立の促進」「健康・生活面に着目した支援」「不正受給対策の強化」「医療扶助の適正化等」について法律を改正した。			生活保護法（昭和 25 年 5 月） 生活保護実施要領	
	自立支援策の強化を図るため、自立相談支援事業・就労準備支援事業・家計改善支援事業の一体的な実施の促進を行うため、「生活困窮者自立支援法」を改正した。			生活困窮者自立支援法（平成 30 年 4 月）	
県の動向	包括的・予防的支援の体制構築を目指し、地域力強化に向けた取組推進や福祉専門職の確保・定着支援、また地域課題の解決に向け、地域福祉を支える様々な主体と協働・連携して取り組む「福祉の奈良モデル」を推進計画している。			奈良県地域福祉計画（平成 28 年 3 月） 奈良県地域福祉推進大綱	
市の動向	基本的人権として、誰もが健康で文化的な最低限度の生活を営むことが保障されており、これに基づき必要な支援を行うことで自立を促し、生活困窮者も地域社会の一員として充実した生活を送れることを目指している。			生活保護法（昭和 25 年 5 月） 生活保護実施要領	
	子どもの貧困対策計画策定を努力義務としている。			子どもの貧困対策基本法（平成 26 年 1 月）	
現状	- 生活困窮者に対し、各扶助の支給により最低限度の生活を保障しつつ、自立に向けた支援を実施している。 - 保健福祉センター陽だまりに、生活困窮者自立相談支援機関「桜井市くらしとしごと支援センター」を設置している。 「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく総合的な取り組みが進んでいない。				
課題	- 市民が利用しやすい相談支援体制の充実を図り、「桜井市くらしとしごと支援センター」との連携を強化し、生活困窮者の自立支援を促進することが必要である。 - 市民が利用しやすい相談支援体制の充実を図る必要がある。 - 子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画を策定する必要がある。				
市民生活の目標像	誰もが各自の能力を活かしながら、経済的にも精神的にも自立して生活している				
取組方針	- 従来の経済的給付の生活保護制度に加え、生活困窮者や被保護者の状況・自立阻害要因を把握した上で、ハローワークや「桜井市くらしとしごと支援センター」等と連携し、就労支援や、相談窓口への取次ぎなど、一人ひとりに応じた具体的な内容の自立支援策を提供できる仕組みづくりを進める。 「子供の貧困対策に関する大綱」及び県計画に基づき、市においても計画を策定し、総合的な取組を推進する。				

コメント [P71]: 新型コロナでの新たな問題が出ていませんか？

⇒なし

コメント [P72]: 「…が必要である。」という言い方の方がわかりやすいのではないのでしょうか。

⇒修正します

コメント [P73]: 新型コロナに対応した新たな取組方針はありませんか？

⇒なし

コメント [P74]: 「仕組みをつくる」でいいのでは？

⇒このままで

分野：３．様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】

				担当部	教育委員会事務局
施策番号	3-1	施策名	幼児教育の充実	主担当課	学校教育課
関連組織	教育委員会総務課、学校教育課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	幼児教育・保育の負担軽減を図る少子化対策、生涯にわたる人格形成や義務教育の基礎を培う幼児教育が極めて重要であるとした、「新しい経済政策パッケージ」、「骨太の方針 2018」、「幼児教育無償化の制度の具体化に向けた方針」等を踏まえ、子ども・子育て支援法の一部を改正する法律が成立し、同日から一部施行されている。			子ども子育て支援法（令和元年 10 月 1 日一部改正）	
県の動向	「経済財政運営と改革の基本方針 2018」の主旨を受け、幼児教育・保育の無償化に伴う子育て支援の充実について、第 2 回奈良県・市長町サミット（平成 30 年 8 月 8 日）で市町村に提示している。			経済財政運営と改革の基本方針 2018（平成 30 年 6 月 15 日）	
市の動向	桜井市教育大綱に則り、人権尊重の精神を培うことを基盤として、知・徳・体の調和のとれた、人間性豊かな子どもの育成を目指している。 子ども一人ひとりが、安心・安全で充実した教育が受けられる環境整備に努めている。 「子ども子育て会議」等において、老朽化した施設への対応や、子どもの減少による規模（配置）の適正化、保育・教育ニーズの多様化に対応できる環境整備等、今後の方針について検討を行っている。 「桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関する基本方針」（平成 31 年 3 月）の策定に基づき、幼保一元化に向けた取組を進めている。			桜井市教育大綱（令和 3 年 3 月） 令和 2 年度桜井市教育方針 「桜井市立保育所・幼稚園あり方に関する基本方針」（平成 30 年度）	
現状	● 命や人権を大切にしようとする意識を育む教育を推進している。 ● 一人ひとりを大切にする教育を行うため、教職員の資質向上、保育・教育方法の改善等のための研修を推進し、楽しい保育、楽しい園づくりに取り組んでいる。 ● 幼稚園、保育所教職員が互いの施設に出向き、保育参加を行った。また、幼稚園・保育所教職員合同での研修会を開催している。 ● 平成 30 年度に関係課及び学識経験者による「桜井市立保育所・幼稚園のあり方に関する基本方針」を策定し、幼保一元化に向けて取り組んでいる。				
課題	● 子どもに関わる様々な課題に対応するための研修を充実する必要がある。 ● 就学前教育の現状を見ると、幼稚園の子どもは減少傾向にあり、施設によっては適正なクラス人数を確保することが難しい状況にある。 ● 一部園舎の老朽化が進んでいる。 ● 保育・教育ニーズの多様化に対応した教育環境の充実が必要である。				
市民生活の目標像	未就学年齢児の一人ひとりが、より良い保育・教育の機会を受けられる				
取組方針	● 教育現場の環境の変化に伴う様々な課題に対応するため、教職員が自己啓発できる様々な研修を、園内・園外で実施する。 ● 認定こども園への転換を推進するため、施設数、立地場所や整備時期等を明確にした具体的な計画を検討し、適正な就学前施設の配置・運営の実現に向けた取組を進める。				

コメント [大黒75]: 桜井市立
⇒修正します

コメント [P76]: 他のシートと同様に「～が必要である」という記載方法にしてください。
⇒このままで

- | | |
|--|--|
| | <ul style="list-style-type: none">● 認定こども園による、就学前の保育と教育を同一施設で行うことのメリットを活かし、切れ目のない保育・教育を実施する。 |
|--|--|

分野：３．様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】

		担当部	教育委員会事務局
施策番号	3-2	施策名	学校教育の充実
関連組織	教育委員会総務課、学校給食センター、社会福祉課、けんこう増進課、こども未来課		
分類	施策にかかる社会潮流		関連資料名（法律、条例、計画等）
国の動向	第3期教育振興基本計画では、改正教育基本法に規定する教育の目的である「人格の完成」、「平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成」と、教育の目標を達成すべく、「教育立国」の実現に向け更なる取組が必要であるとしている。		第3期教育振興基本計画（平成30年6月15日閣議決定）
県の動向	日本国憲法、教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき、人権を尊重する民主的な社会の形成者として、豊かな人間性と創造性をそなえた国民の育成を目指すとしている。 奈良県教育振興大綱に沿って、関係機関と連携を深めながら、奈良県の未来を創る子どもたちの夢を育み、夢を実現できる教育を推進することとしている。 現在、これまでの成果や課題も検証しながら、第二期「奈良県教育振興大綱」の策定に向けての議論が進められている。		奈良県教育振興大綱(平成28年3月)
市の動向	人権尊重の精神を培うことを基盤として、知・徳・体の調和のとれた、人間性豊かな幼児・児童・生徒の育成を目指す。 その実現のため、一人ひとりが充実した学校教育を受けることができるよう、教材等の整備や心のケア対策を充実するとともに、教職員の研修や各教科の研究を行える環境の整備を進めている。 子どもの貧困対策計画策定を努力義務としている。		桜井市教育大綱(令和3年3月) 令和2年度桜井市教育方針
現状	●市独自の学力調査を行っている。 ●現代的な課題（いじめ、不登校、規範意識の低下等）に対応し、誰もが等しく学ぶことができる環境づくりに努めている。 ●命や人権を大切にしようとする意識を育む教育を推進している。 ●郷土を愛し、自然や文化遺産を愛護し、豊かな文化を創造する人間の育成に努めている。 ●学校における高速ネットワーク環境や一人一台のパソコン端末の整備等、ICT環境整備を進めている。また、<u>コロナウイルス感染症</u>の拡大時には、動画を視聴して家庭学習ができるよう、パソコン端末の貸出しを予定している。 ●子どもたちの教育効果を高めて学習理解を助けるために、必要な教材等の整備を行っている。 ●教職員の資質向上のため、研修会を開催している。 ●生活に困窮する児童生徒と、特別支援学級に在籍する児童生徒への就学援助を行っている。 ●学校給食センターでの給食提供に関し、SPC、運営事業者と連絡調整を密にし、給食提供及び維持管理を適切に行っている。 ●「子どもの貧困対策に関する大綱」に基づく総合的な<u>取組</u>が進んでいない。		子どもの貧困対策基本法（平成26年1月）

コメント [P77]: 「…取組の必要性が示されている。」という言い方がわかりやすいのではないのでしょうか。

⇒このままで

コメント [笹井79]: ⇒左記のとおり変更

コメント [P78]: 「…方向性が示されている。」という言い方がわかりやすいのではないのでしょうか。

⇒このままで

コメント [笹井80]: ⇒左記のとおり変更

コメント [大黒81]: コロナウイルス以外の感染症の可能性もあるのでしょうか。「感染症等の拡大時」としなくてよろしいでしょうか。

コメント [Wユ82]: 他に合わせて「取組」としてください
⇒修正します

課題	●学力を向上させるためには、継続的に児童生徒の学習状況を把握する必要がある。 ●いじめ、不登校、差別発言等に対応するための積極的な生徒指導、人権教育を推進する必要がある。 ●ICT 環境を整え、適切に活用した学習活動の充実を図る必要がある。特に、教職員に高速ネットワーク環境や一人一台のパソコン端末を活用した学習を行うためのスキルが十分ではない。 ●カウンセリングを必要とする児童生徒が増加傾向にあり、相談内容も多様化している。 ●学校の小規模化が進む中、学校規模の適正化を図っていく必要がある。 ●子どもの貧困対策を総合的に推進するための計画を策定する必要がある。
市民生活の目標像	子どもたち一人ひとりが、安全・安心で充実した学校教育が受けられる
取組方針	●児童生徒の学力や学習状況を把握するため、学力学習状況調査の実施を継続する。 ●学校現場における様々な課題に対応するため、より効果的な教職員研修を実施する。 ●不登校となっている児童生徒への対応の充実を図る。 ●国が示している「GIGA スクール構想」に併せた、教育の ICT 化に向けた環境整備を進める。 ●ICT を活用した学習活動の充実を図る。特に、高速ネットワーク環境や一人一台のパソコン端末を活用した学習活動を充実させるための教職員研修を定期的に行う。 ●カウンセリングを必要とする児童生徒が増加傾向にあり、相談内容も多様化し、複数にわたる相談も増えてきていることから、スクールカウンセリングの充実を図る。 ●学校として望ましい学校規模の確保を図りながら、これからの少子化に対応した、新しい学校づくりを推進する。 ●「子供の貧困対策に関する大綱」及び県計画に基づき、市においても計画を策定し、総合的な取組を推進する。

コメント [P83]: 取組方針と同じような記載となっています。「(例) 学力向上を目指すため児童生徒の継続的な学習状況の把握が必要である。」という言い方がよいのではないのでしょうか。

⇒左記のとおり変更

コメント [P84]: コロナによる教育の課題についてあわせて記載が必要ではありませんか？

⇒なし

コメント [Wユ85]: 他に合わせて「～必要がある」といった書き方としてください

⇒このままで

コメント [P86]: コロナを受けた今後の方針について記載が必要ではありませんか？

⇒なし

コメント [大黒87]: 国の動向欄には入れなくてもよいでしょうか？

分野：３．様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】

				担当部	教育委員会事務局
施策番号	3-3	施策名	生涯学習の推進	主担当課	社会教育課
関連組織	中央公民館				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	文科省では教育基本法を踏まえ、現在、第3期教育振興計画に基づき、新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策の検討や、社会人の学び直しの推進、障害者の生涯学習の支援等、生涯学習社会の環境整備や多様な学習機会の提供などの実現に向けて取組を進めている。			第3期教育振興計画（平成30年6月） 平成30年度文部科学白書 中央教育審議会「人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について（答申）（中教審第212号）」（平成30年12月）	
県の動向	地方教育行政改革を踏まえ奈良県教育振興大綱を策定している。経済社会情勢、並びに子どもや子育て家庭を取り巻く環境の変化と教育の実情や課題を、県教育サミットにおいて県下で認識を共有し、課題に応じた教育の在り方を検証している。			奈良県教育振興大綱（平成28年3月）	
市の動向	桜井市教育方針にある、具体的目標と重点施策に基づいて、生涯学習の推進に関する様々な事業を展開している。			桜井市教育大綱（令和3年3月） 令和2年度桜井市教育方針	
現状	● 様々な世代や多様化する学習意欲に応じて、学びと交流の場を提供するため、各種の生涯学習講座を開講している。 ● 人々の学習活動の拠点となる中央公民館や図書館などの社会教育施設や、地域住民の身近な文化芸術活動の場として、市民会館を設置している。				
課題	● 働く世代に対しての講座が少ない。しかし、土日等で実施しても受講数は期待できない。 ● 子ども向け事業もいくつか行っているが、子どもたちを取り巻く環境も習い事やクラブ活動等で忙しいため、実施しても継続的に事業を運営していくことは難しい。 ● 講座のテーマについても、マンネリ化しないよう住民ニーズを把握しながら、魅力あるものを検討していく必要がある。 ● 中央公民館や図書館などの社会教育施設や、市民会館のような文化施設については、老朽化への対応が早急の課題である。				
市民生活の目標像	生涯を通して様々な学習機会が用意されており、そこで得た学習成果をまちづくりの活動に活かしている				
取組方針	● 市民の多様化する生涯学習への要望に対応し、地域の実情にあった学習機会の充実を図る。 ● 生涯学習を通じて指導者となり得る人材の発掘等、地域づくりのための活動支援を行う。 ● 社会教育施設等の耐震化や老朽化の問題に適切に対応する。 ● 市民が図書館に来館する機会を創出するため、講演会などを開催する。				

コメント [笹井88]: ⇒左記のとおり変更

コメント [P89]: 策定年度は無くてもよいですか？ 3-2 とあわせて確認してください。
⇒左記のとおり変更

コメント [笹井90]: ⇒左記のとおり変更

コメント [P91]: コロナに対する生涯学習の課題はありませんか？
⇒なし

コメント [P92]: これは現況ではありませんか？
課題とするなら他の調書とあわせ「・・・必要である」という記載方法に修正してください。
⇒このままで

コメント [P93]: コロナ対策について記載が必要ではありませんか？
⇒なし

コメント [P94]: 「する」では？
⇒修正します

分野：３．様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】

			担当部	教育委員会事務局	
施策番号	3－4	施策名	生涯スポーツの推進	主担当課	社会教育課
関連組織	－				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	スポーツに関する基本理念を定め、国・地方公共団体・スポーツ団体の責務・努力等を明らかにするとともに、スポーツに関する施策を総合的かつ計画的に推進している。			スポーツ基本法（平成 23 年 8 月 24 日施行）	
	「スポーツで人生が変わる」「スポーツで社会を変える」「スポーツで世界とつながる」「スポーツで未来を創る」を掲げ、スポーツ参画人口を拡大し、一億総スポーツ社会の実現に取り組んでいる。			第2期スポーツ基本計画（平成 29 年 3 月策定）	
県の動向	活き活きと安心して健やかに暮らせる長寿社会の奈良県を実現するために、県民のだれもが、いつでも、どこでも、運動・スポーツに親しめる環境づくりを目指している。			奈良県スポーツ推進計画（平成 30 年 3 月改定）	
市の動向	市民一人ひとりが生涯にわたってスポーツに親しむことができる環境の整備・充実を図り、地域におけるスポーツの普及・促進に向けて、各種事業に取り組んでいる。			桜井市教育大綱（令和 3 年 3 月） 令和 2 年度桜井市教育方針 桜井市社会体育振興基本計画（平成 21 年 4 月）	
現状	● 桜井市社会体育振興基本計画に基づき、施設整備や利用のあり方についての目標を達成するために、関係機関、学校、スポーツ団体等と連携を図り、計画の遂行に取り組んでいる。 ● 子どもたちの競技力の向上や体力づくり、また高齢者の健康づくりなど、スポーツを身近なものとして感じ、気軽に参加できる体制づくりを行い、事業を遂行している。 ● スポーツへのニーズに対応するため、スポーツ指導者やボランティア、地域におけるスポーツリーダーの育成に取り組んでいる。				
課題	● 社会構造の変化に伴い、年齢や世代によってスポーツへの関心が多様化しているため、ニーズに応じたスポーツ振興に取り組む必要がある。 ● ライフステージにあわせて、スポーツが楽しめるような機会を創出していくことが必要である。 ● すべての世代の人々が安心して利用できるように、またスポーツに更なる関心を持って親しんでもらうために、施設維持改善に努める必要がある。				
市民生活の目標像	市民がスポーツ活動に積極的に参加し、生きがいを持って暮らしている				
取組方針	● 桜井市社会体育振興基本計画に基づき、関係機関、学校、各種スポーツ団体等と連携して、施設の整備や有効利用に取り組む。 ● 子ども達が夢と意欲をもって、競技力の向上や体力づくりに取り組める体制をつくる。 ● 多世代がスポーツを身近なものとして感じ、地域の特徴を活かした活動に多くの市民が参加できるよう、地域体育協会を中心とする関係団体との連携、協力のもとに、総合型地域スポーツクラブを育成するための支援を行う。 ● 利用者が安全で安心して施設を利用できるよう、老朽化した施設の現状などを的確に把握し、市民ニーズに対応した施設の整備を進める。				

コメント [P95]: 年月日削除はなぜでしょうか？
⇒追加します

コメント [P96]: 年月日削除はなぜでしょうか？
⇒追加します

コメント [P97]: 年月日削除はなぜでしょうか？
⇒追加します

コメント [P98]: 年月日削除はなぜでしょうか？
⇒追加します

コメント [P99]: コロナに対する生涯スポーツの課題はありませんか？
⇒なし

コメント [P100]: コロナ対策について記載が必要ではありませんか？
⇒なし

コメント [P101]: 「体制をつくる」の方がわかりやすいでしょうか？
⇒修正します

コメント [P102]: 育成を図るための支援という言い方がわかりにくいです。「スポーツクラブの育成への支援」ではないのでしょうか？
⇒左記のとおり変更

分野：３．様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】

				担当部	教育委員会事務局
施策番号	3-5	施策名	地域教育の充実	主担当課	社会教育課
関連組織	-				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	中央教育審議会の答申の内容を実現するため、学校・地域それぞれの視点にたち、「次世代の学校・地域」の両者一体となった体系的な取組を進める創生プランを策定している。			「次世代の学校・地域」創生プラン（地域と学校の連携・協働の推進に向けた改革）（平成 28 年 1 月）	
県の動向	青少年を巡る様々な状況を、県民一人ひとりが社会全体の問題として捉え、一体となって取り組むことが必要であると考え、地域社会で青少年を育てる環境作りを実施している。			奈良県青少年の健全育成に関する条例(令和元年 9 月改正) 奈良県青少年育成施策実施計画(令和元年版) 奈良県青少年問題協議会条例（昭和 28 年 10 月）	
市の動向	青少年の非行防止と健全育成のために桜井市青少年センターを設置し、青少年の育成に関する関係機関や団体と連携して活動している。			桜井市青少年問題協議会設置条例（昭和 56 年 10 月） 桜井市青少年センターに関する規則（令和元年 4 月改正） 桜井市教育大綱(令和 3 年 3 月)	
現状	● 青少年センター指導員を中心に積極的な市内巡視の実施や、各校区協議会で研修を行うなど青少年の健全育成に関して活動している。 ● 家庭教育に不安や悩みを持つ保護者が気軽に参加できる機会を増やし、活動を通して共に問題解決に向かって学習する場として、家庭教育学級を運営している。 ● 青少年の健全育成に関わる社会教育団体の活動に対して支援を行っている。				
課題	● 価値観やライフスタイルの多様化、SNS の普及など、情報通信技術の急速な進展に伴って、青少年を取り巻く環境が激しく変化していることを踏まえ、学校・家庭・地域が協力して取り組む必要がある。 ● 大人の規範意識の低下が青少年の健全育成に大きな影響を与えている。				
市民生活の目標像	青少年が地域のなかでいきいきと学び、活動している				
取組方針	● 青少年の健全育成のために、学校、家庭、地域がそれぞれの役割を果たし、ともにその教育力を活かしながら、市長部局と教育委員会部局が共に策定した教育大綱に基づき、相互に連携して、教育の充実や地域活性化に向けた取組体制を推進する。 ● 家庭への啓発チラシの配布や教育相談を通して、大人の規範意識の醸成を図る。				

コメント [P103]: 年月日は不要でしょうか？
⇒追加します

コメント [P104]: 年月日は不要でしょうか？
⇒追加します

コメント [細井105]: ⇒新しく追記します

コメント [P106]: 年月日は不要でしょうか？
⇒追加します

分野：３．様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】

				担当部	教育委員会事務局
施策番号	3-6	施策名	歴史文化の保全と活用	主担当課	文化財課
関連組織	-				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	過疎化・少子高齢化などを背景に、文化財の滅失や散逸等の防止が緊急の課題となっている。地域における文化財の計画的な保存・活用の促進や、地方文化財保護行政の推進力の強化を図り、未指定を含めた文化財をまちづくりに活かしつつ、地域社会総がかりで、その継承に取り組んでいくことが求められている。			文化財保護法（平成31年4月1日施行）	
県の動向	地域の文化財を含む歴史文化資源の保存・修理・活用に対する支援や、歴史文化を継承する担い手となる人材の育成、情報発信力の強化などが検討されている。			奈良県文化振興大綱（平成29年3月） 奈良県文化財保存活用大綱（令和3年3月）	
	関係市村と連携し、「飛鳥・藤原」の世界文化遺産への登録を推進している。			世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約	
市の動向	市内の貴重な歴史文化遺産に対する市民の理解と地域に対する「誇り」の醸成・継承を図り、歴史文化を活かしたまちづくりを目指している。			桜井市教育大綱（令和3年3月） 桜井市歴史文化基本構想（平成27年3月）	
現状	● 桜井市文化財保護審議会において、市内の文化財の指定や保存活用について検討している。 ● 桜井市纏向遺跡保存管理・整備活用計画策定委員会において史跡纏向遺跡の保存や活用の方針を検討し、保存活用計画に基づき纏向遺跡の整備事業を推進している。 ● 桜井市纏向学研究センターの活動や、（公財）桜井市文化財協会への支援を通じ、市内の文化財に関する調査・研究成果等の情報発信を行い、市民の文化財に対する理解の向上に努めている。 ● 東京フォーラムやヤマト地域連携推進協議会による他市町村との連携事業により、首都圏や他地域に対する市内の歴史文化遺産の情報発信を行っている。 ● 市が所有する遺跡・古墳等の維持管理を地元区と連携して行い、地域住民が文化財に親しみをもち、保存・継承に対し理解を深められるよう努めている。				
課題	● 過疎化・少子高齢化により文化財の保存・継承が年々難しくなっており、文化財の維持・管理の面において所有者の負担が増大している。 ● 市内に数多く存在する文化財の現状を的確に把握し、自然災害や火災・盗難等から文化財を守るための取組を充実させる必要がある。 ● 出土遺物や写真等の調査記録が年々増加しており、保存管理のための収蔵スペースが不足している。 ● 文化的景観の保全を通じて、市内の歴史文化資源を活かしたまちづくりの方針を展開する必要がある。				
市民生活の目標像	文化財等が、適切に保存され、歴史を学ぶ市民の財産として活用されている				
取組方針	● 文化財の保存・活用は、市民とともに考えることであり、まちづくりや地域の活性化に寄与するものであることから、市民がどのように整備・活用をしたいかを積極的に聞きながら、市民が接しやすいような環境を整える。 ● 市内各所で眠っている文化財の調査に取り組み、市内の重要遺跡の史跡指定・公有化を進めるとともに、纏向遺跡をはじめとする史跡の保存・活用を年次計画的に推進し、遺跡の				

コメント [P107]: 他の調書とあわせ「・・・必要である」という記載方法に修正してください。

⇒このままで

コメント [P108]: 他の調書とあわせ「・・・必要である」という記載方法に修正してください。

⇒このままで

	整備や出土遺物の保存を行い後世に伝えていく。 ●「飛鳥・藤原」の世界文化遺産への登録を推進することで、市内の歴史文化遺産の情報を広く発信し、文化財の保全と活用を図る。 ●市民とともに考えながら、桜井市の持つ「国のまほろば」という側面を活用したストーリー性のある情報発信など、豊富な歴史文化遺産を活かして市の魅力創造と市民の郷土愛を醸成する。
--	--

分野：３．様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】

				担当部	市民生活部
施策番号	3-7	施策名	人権文化の確立	主担当課	人権施策課
関連組織	商工振興課、学校教育課、社会福祉課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	差別に対する個別法など、法的整備を進めている。				
	「不当な差別的取扱いの禁止」や「合理的配慮の提供」を定め、それらを実施する際の支援措置も規定している。			障害者差別解消法（平成28年4月1日施行）	
	本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進するため、相談体制の整備・教育の充実・啓発活動などを実施している。			ヘイトスピーチ解消法（平成28年6月3日施行）	
	部落差別の解消に向けた取組を推進するため、相談体制の整備・教育の充実・啓発活動などを実施している。			部落差別解消推進法（平成28年12月16日施行）	
県の動向	国に追随して、個別条例制定を進めている。				
	障害のある人もない人もお互いにかげがえのない個人として尊重し合いながら、安心して幸せに暮らすことができる社会を目指している。			奈良県障害のある人もない人もともに暮らしやすい社会づくり条例（平成28年4月1日施行）	
	手話が言語であるとの認識に基づき、ろう者とろう者以外の者が共生することのできる地域社会の実現を目指している。			奈良県手話言語条例（平成29年4月1日施行）	
	部落差別の解消を推進し、部落差別のない社会の実現を目指している。			奈良県部落差別の解消の推進に関する条例（平成31年3月22日施行）	
	あらゆる差別の解消を推進し、差別のない社会の実現を目指している。			奈良県あらゆる差別の撤廃及び人権の尊重に関する条例（平成9年3月27日施行）	
	人権施策の成果と課題を踏まえ、部落差別の解消とあらゆる差別の撤廃及び人権の尊重を目指す人権施策の推進指針として、計画を策定している。			奈良県人権施策に関する基本計画（平成16年3月策定：お、令和2年3月改定）	
市の動向	国や県に追随して、個別条例制定を進めている。				
	市民の人権擁護・人権の確立と市民参加による差別のない明るいまちづくりの実現を目指している。			桜井市人権擁護に関する条例（平成6年10月1日施行）	
	これまでの人権施策の成果と課題を踏まえ、今後の中・長期的な人権施策の推進指針として計画を策定している。			桜井市人権施策に関する基本計画（平成22年10月策定）	
	手話がろう者にとって言語であるという認識のもと、手話の理解の広がりを市民が実現できるまちづくりを目指している。			桜井市こころつながる手話言語条例（平成30年4月1日施行）	
現状	● 人権に関わる講演会を実施している。 ● パネル展示や駅前での啓発活動を行っている。 ● ふれあいセンターでの人権フェスティバルや各種講座を実施している。				

コメント [笹井109]: ⇒項目追加

コメント [笹井110]: ⇒項目追加

課題	● 各校区人権教育推進協議会の研修会や人権講演会の参加者は増加傾向にあるが、高齢者が多いので、若年層の参加を促す取組が必要である。 ● 同和問題・障害者差別・外国人差別の解消に関する法律が制定され、一定の周知はされているが、近年は、情報化の進展に伴って、差別の状況も多様化・複雑化する傾向にあり、対応が困難となっている。
市民生活の目標像	人権を尊重し、一人ひとりの立場や価値観を認め合って生活している
取組方針	● 地域社会や学校など、あらゆる教育の機会を通して人権教育を進め、桜井市人権教育推進協議会や各小学校区人権教育推進協議会の強化を図り、若年層が自ら参加したいと思えるような研修内容の充実に努める。 ● 市民一人ひとりの人権が尊重される「人にやさしいふれあいのまち」づくりのために、広報紙等による啓発や「差別をなくす市民集会」等、各種啓発機会の充実を図る。 ● 多様化・複雑化する差別問題に対応するために、庁内研修等を行うことにより、職員の意識とスキルの向上に努める。

コメント [P111]: 他の調書とあわせ「・・・必要である」という記載方法に修正してください。

⇒左記のとおり変更

分野：３．様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】

				担当部	市民生活部
施策番号	3-8	施策名	多文化共生の推進	主担当課	人権施策課
関連組織	行政経営課、観光まちづくり課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	法整備により日本社会に長期間、生活の本拠を持ちながら日本国籍を有しない定住外国人を受け入れている。			出入国管理及び難民認定法（令和 2 年 4 月 1 日施行）	
県の動向	人権教育を具体的に推進するための内容について示し、外国人との共生についても進めている。			奈良県人権教育推進プラン（平成 13 年及び 14 年策定、平成 31 年 3 月改定）	
市の動向	国籍や民族などの異なる人々が互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築きながら、地域社会の構成員として共に生きていくことを目標にしている。			桜井市多文化共生推進指針（平成 24 年 10 月 1 日施行）	
現状	● 外国籍市民や外国人観光客が少しずつではあるが増加傾向にある。 ● 市の教育方針に沿って国際理解を深め、国際協調に努める人間の育成を図ることを目標に、情報や学習機会の提供に努めている。 ● 市の生活全般に関係した「生活手帳」を日本語版と英語版で作成し、ホームページに掲載している。				
課題	● 外国人の生活の利便性を向上させるために、市の制度等について、多言語化して情報提供する取組が必要である。 ● 外国人に防災の重要性を理解してもらい、災害時には迅速に避難するなど、自主的な対策がとれるような取組を行う必要がある。 ● 市民の異文化理解を一層促進する必要性がある。 ● 外国人が生活する上で、必要な情報の取得や生活上の悩みを気軽に相談できる人間関係があり、外国人の現状を把握し、互いに尊重しあえることができる地域づくりが必要である。 ● 外国人に対する様々な偏見や差別を克服するための取組が必要である。				
市民生活の目標像	多様な交流が行われ相互理解がなされた中で市民が暮らしている				
取組方針	● 友好都市などの他地域との交流や、地域の諸団体と連携した国際交流などを通じ、より多くの市民が国内外の様々な文化への理解を深められるよう支援する。 ● 国際交流団体や諸団体と連携して国際理解を深めるとともに、パンフレットや看板の多言語化を進めることで、異なる文化を持って暮らし、訪れる外国人が、精神的な負担を感じることなく暮らせるよう支援する。				

コメント [P112]: 年月日は不要でしょうか？

⇒追加

コメント [P113]: 年月日は不要でしょうか？

⇒追加

コメント [P114]: 年月日は不要でしょうか？

⇒追加

コメント [P115]: 「する」では？

⇒修正します

分野：３．様々な人々が共存するまち 【教育・生涯学習・交流】

				担当部	市民生活部
施策番号	3-9	施策名	男女共同参画の推進	主担当課	人権施策課
関連組織	商工振興課、学校教育課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	男女が自らの意志に基づき、個性と能力が発揮できる多様な社会を実現するための具体的取組として、以下が挙げられている。 ・ 女性活躍推進や、その促進のため男性中心型労働を変革し、男女が共に充実した生活を送れる豊かな社会の推進を掲げている。 ・ 男女共同参画の視点からの防災・復興対策のノウハウや、女性に対する暴力の根絶など、男女の人権が尊重され尊厳を持って生きることができる社会の推進を掲げている。 ・ 国際的な規範・基準の尊重に努め、国際社会における国の存在感及び評価の向上を掲げている。 ・ SDGs の目標 5 の達成に向けた取組として、「女性の活躍推進のための開発戦略」を行っている。			男女共同参画社会基本法 （平成 11 年 6 月 23 日施行） 第 4 次男女共同参画計画 （平成 27 年 12 月 25 日閣議決定）	
県の動向	男女とも経済的な自立と働き方の見直しにより仕事と生活の調和が推進され、男性の家事・育児・介護の参画により、女性の社会参画を促進し、充実した生活の推進を目指している。 女性の能力、視点が活かされることで、多様で新たな価値や需要が創出され、地域・経済が活性化することを掲げている。 男女の人権の尊重及びライフステージごとの施策の充実を図っている。			第 3 次奈良県男女共同参画計画 （平成 28 年 3 月策定）	
市の動向	平成 27 年に第 2 次さくらい男女共同参画プラン 21 を策定し、男女共同参画を促進している。 国、県の動向や桜井市の地域の実情を踏まえた事業に取り組んでいる。			第 2 次さくらい男女共同参画プラン 21 （平成 27 年 3 月策定）	
現状	● 全ての人が暮らしやすく、個性と能力を発揮できる、男女共同参画社会の実現のため、啓発活動、情報提供を行うとともに、学習機会を設けている。 ● 「桜井市男女共同参画推進ネットワーク会議」と連携し、地域活動や団体活動を通して男女共同参画を促進している。 ● 女性相談や女性の就業支援を行っている。 ● 「第 2 次さくらい男女共同参画プラン 21」の庁内の推進体制の整備を行っている。				
課題	● 市民の間には、依然として性別による固定的役割分担意識があり、一人ひとりの意識改革を促すとともに、意識の浸透には継続的な啓発活動、情報提供、学習機会が必要である。 ● 男女共同参画の実現は商工振興課・学校教育課などと連携し、学校や地域、職場、家庭など日常の様々な場面で正しい知識を身につけ実践していく必要がある。 ● DV を含む女性相談や就業支援は、今後も県や各関係機関との連携を図りながら、相談体制等の充実を図る必要がある。 ● 「第 2 次さくらい男女共同参画プラン 21」の各課の施策の進捗状況を把握し、これまでの成果や課題の検証が必要である。				

市民生活の 目標像	全ての人がともに認め合い助け合い、それぞれの能力を発揮し安全にいきいきと生活している
取組方針	● 固定的な役割分担意識にとらわれることなく、誰もが自分の個性と能力を発揮するために、家庭・学校・地域・職場などあらゆる分野を通じて、市民に男女共同参画の啓発活動・情報提供を行う。 ● 全ての人が、仕事や家庭を両立し、安心して生活できるような環境づくりを推進する。 ● 第3次さくrai男女共同参画プラン策定に向け、施策評価を行う。

分野：4. 環境共生のまち 【環境】

				担当部	環境部	
施策番号	4 - 1	施策名	環境教育・活動の推進		主担当課	環境総務課
関連組織	業務課					
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）		
国の動向	平成 28 年に策定された「地球温暖化対策計画」では、令和 12 年度に平成 25 年度比で 26%削減するとの中期目標について、各主体が取り組むべき対策や国の施策を明らかにし、削減目標達成への道筋を付けるとともに、長期的目標として令和 32 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減を目指すこととしている。			地球温暖化対策推進法 （平成 28 年 5 月施行）		
	第 5 次環境基本計画では、SDGs とパリ協定が採択された平成 27 年を転換点と捉えており、SDGs の考え方も活用して複数の課題を統合的に解決することが重要であるとしている。			第 5 次環境基本計画 （平成 30 年 4 月策定）		
	平成 24 年に策定された「環境教育等促進法」では、環境を軸とした成長を進めるうえで、環境保全活動や行政・企業・民間団体等の協働として、学校教育における環境教育の充実や、環境行政への民間団体の参加等が重要であるとしている。			環境教育等促進法 （平成 24 年 10 月策定）		
	大和川水系における河川等を対象として、国土交通省、奈良県、大阪府、流域市町村の住民、市民団体と連携し、水質保全や水環境の再生等を行うことを目的としている。			大和川水環境協議会 大和川水環境改善計画 （平成 28 年 2 月策定）		
県の動向	「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」では、令和 2 年度に平成 25 年度比で、温室効果ガス排出量を 16%以上削減することを目指している。			第 4 次奈良県庁ストップ温暖化実行計画（第 4 次）（平成 28 年 3 月策定）		
	廃棄物の適正処理の推進及び処理施設周辺における生活環境の改善を図るため、市町村が実施する産業廃棄物最終処分場周辺の環境調査、環境整備、不法投棄防止及び地域活動支援のための事業に要する経費について、補助金を交付している。			奈良県地域環境対策支援事業 （平成 24 年 4 月施行）		
	大和川水系における河川等を対象として、国土交通省、奈良県、大阪府、流域市町村と住民、市民団体と連携し、水質保全や水環境の再生等を行うことを目的としている。			大和川水環境協議会 大和川水環境改善計画 （平成 28 年 2 月策定）		
市の動向	令和 4 年度に、温室効果ガス排出量を、平成 28 年度比で 3%削減することを目指している。 環境フェア、リサイクルフェアを開催し、市民に環境保全の普及啓発を行う。			第 2 次桜井市地球温暖化対策実行計画（平成 30 年 3 月策定） 第 2 次桜井市環境基本計画 （平成 29 年 3 月策定）		
	毎年 9 月と 3 月に行われる大和川流域のボランティア清掃の支援（ボランティア袋（ごみ袋）の手配、当日回収）を行っている。			大和川水環境協議会 事業計画 （平成 28 年 2 月策定）		
現状	●「第 2 次桜井市地球温暖化対策実行計画」では、平成 28 年度比で令和 4 年度までに 3%の削減を目標としている。					

コメント [大黒116]: ゴミ袋でしょうか？
⇒修正します

	● 3R や環境保全の啓発のため、環境フェア、リサイクルフェアを開催している。 ● 水資源である降水量は、地球温暖化等による異常気象により、少雨や多雨の変動が大きくなっている。 ● 毎年行われる 9 月の粟原川河川清掃と 3 月の大和川一斉清掃の際に、ごみの回収等の支援を実施している。
課題	● 市の事務事業で発生する温室効果ガス排出量は、グリーンパークの灯油の使用量が大部分を占めており、変動が大きいことから、今後の対応方針を検討する必要がある。 ● 環境フェアなどの啓発イベントを開催しているが、横ばいとなっている参加人数を増やすためにも、既存の展示や啓発方法にとらわれず、環境問題を分かりやすく伝える工夫が必要である。 ● 水資源については、地球温暖化等による異常気象によりゲリラ豪雨が頻発する一方で、暖冬による降雪量の低下など、1 年の中でも雨の降り方の変動差が大きくなり、全体としては利水の安定性が低下している。 ● ボランティア清掃におけるごみの回収等の支援体制を強化する必要がある。 ● 環境美化や環境保全（水資源、森林環境）について、分かりやすく興味を持ってもらえるように啓発の仕方やツールの活用についての工夫が必要である。
市民生活の目標像	市民一人ひとりが環境保全や環境美化に取り組む
取組方針	● 「第 2 次桜井市地球温暖化対策実行計画」の進捗管理を行い、温室効果ガスの削減に努める。 ● 環境フェア、リサイクルフェアを開催し、市民に環境保全の普及啓発を行う。 ● ボランティア清掃の参加者を増やすため、市ホームページ等で啓発を行う。 ● 環境美化や環境保全（水資源、森林環境）の啓発を市ホームページ等で行う。

コメント [P117]: 他とあわせ「・・・必要である」という記載方法に修正してください。

⇒このままで

分野：４．環境共生のまち 【環境】

				担当部	環境部
施策番号	4－2	施策名	循環型社会の創出	主担当課	環境総務課
関連組織	業務課、施設課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	平成 27 年に採択された SDGs 推進のため、持続可能な社会づくりとの統合的な取組として、①地域循環共生圏形成による地域活性化、②ライフサイクル全体での徹底的な資源循環・適正処理の推進と環境再生、③災害廃棄物処理体制の構築、④適正な国際資源循環体制の構築と循環産業の海外展開などに取り組んでいる。			第4次循環型社会形成推進基本計画（平成 30 年 6 月策定）	
	個別物品の特性に応じて、容器包装リサイクル法や家電リサイクル法等が制定され、3R の更なる推進に取り組んでいる。			各種リサイクル法	
県の動向	3R の更なる推進を通じて、奈良の歴史文化遺産、豊かな自然を守るための取組を進め、「ごみゼロ奈良県」の実現を目指している。また、「きれいに暮らす奈良県スタイル」の構築に向けて、県民一人ひとりが日々の暮らしの中で資源やエネルギーを大切にする「環境に配慮したライフスタイル」の促進を図っている。さらに、県と市町村の連携・協働（奈良モデル）による取組としてごみ処理の広域化を推進している。			奈良県廃棄物処理計画（第 4 次）（平成 30 年 3 月策定）	
市の動向	桜井市の豊かな自然と安全な暮らしを守るため、市・市民・事業者・滞在者等の役割を設定し、ごみ減量化・3R 活動の推進・再生可能エネルギーの活用検討など、地球にやさしい行動の実践を推進している。			第 2 次桜井市環境基本計画（平成 29 年 3 月策定）	
	持続可能な資源循環型社会の形成に向けて、3R の推進、ごみの再資源化の推進、環境への負荷の低減、環境教育の充実、市民・事業者・行政の協働、安全なごみ処理に取り組んでいる。			桜井市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成 19 年 3 月策定）	
現状	● 人口減少とともにごみの量は減少傾向にあるがリサイクル率は横ばいとなっている。 ● 平成 27 年度より「使用済み小型家電リサイクル」、平成 28 年度より「危険ごみ」の分別方法を追加した。 ● 平成 30 年度で住宅用太陽光発電システム設置奨励金を終了した。 ● ごみ処理施設（グリーンパーク）は環境保全委員会のチェックの元、概ね順調に稼働している。 ● 旧焼却施設の解体工事を完了した。 ● ごみ処理施設の老朽化に伴い、機器の修繕や更新が増加している。				
課題	● 更なる分別の徹底や 3R の推進について、日常生活の中で持続的に取組が進められるように、市民・事業者・滞在者に対して周知、啓発が必要である。 ● グリーンパークではごみの焼却発電を行っているが、効率的な運転を行う必要がある。 ● 太陽光エネルギーだけでなく、様々な自然エネルギーの活用が必要である。 ● ごみ処理施設のあり方について、広域化も含め幅広く方向性を検討することが必要である。				
市民生活の目標像	市・市民・事業者・滞在者が協働し、廃棄物やエネルギーなどの資源が無駄なく活用されている				

取組方針	● 分別収集についての啓発を徹底するとともに、効率的で適正な収集運搬体制を整え、市民・事業者・滞在者の負担軽減を図りながら、日常生活の中で 3R の実践と環境保全についての意識が高まるよう啓発を行う。 ● 地域における再生可能エネルギーの活用を推進するため、行政において地球温暖化防止に関する活動に率先して取り組むとともに、常に最新の情報を市民と共有するように努める。 ● 持続可能で効率的なごみ処理とリサイクル体制構築のため、ごみ処理の広域化も含め最善の方法を検討する。
-------------	--

分野：５．心豊かに暮らせるまち 【都市】

			担当部	都市建設部
施策番号	５－１	施策名	土地利用の最適化	主担当課
関連組織	都市計画課			
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）
国の動向	持続可能なまちづくりを進める上では、都市機能の集約による効果的・効率的な生活サービスの提供や、一定エリアでの人口密度の維持、拠点間をつなぐ公共交通ネットワークが重要となっており、このような背景の中、「都市再生特別措置法」が改正・施行され、「立地適正化計画制度」が創設された。			都市再生特別措置法改正・立地適正化計画制度の創設（平成 26 年 8 月）
	平成 3 年の生産緑地法改正後に生産緑地地区に定められた生産緑地の約 8 割が、令和 4 年を境に都市計画決定後 30 年を経過し、急激に宅地化されるおそれがあることから、30 年経過後においても都市計画により確実に保全されるよう「特定生産緑地制度」が創設された			都市農業振興基本計画（平成 28 年 5 月 13 日閣議決定） 生産緑地法の改正（平成 29 年 5 月）
県の動向	地域の中心となる拠点における、都市機能の集約や低未利用地の活用、各地区の特色や地域資源を活かした取組を進め、奈良県の方針と合致するプロジェクトについては、市町村との間で連携協定を締結し、共同でプロジェクトを実施し、県が目指す、賑わいのある住みよいまちづくりの実現を図る。			県と市町村とのまちづくりに関する連携協定
市の動向	人口減少・少子高齢化が進展しても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、日常サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住機能や都市機能の誘導に向けた考え方や、地域間の連携を強化する地域公共交通等の都市交通体系の方針等を示すことを目的に、桜井市立地適正化計画を策定した。			桜井市立地適正化計画（平成 30 年 3 月）
	中山間地域において、生活サービスや地域活動を歩いて動ける範囲でつなぎ、各地域を予約型乗合タクシーやコミュニティバスなどの公共交通で結び、中山間地域の再生を目指す「小さな拠点」の形成に向けて取組を進めている。			桜井市まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成 27 年 10 月）
現状	● 桜井市では、クルマ社会の進展に伴い、郊外部への人口の流出や、商業施設等の日常生活サービス施設が分散傾向にある。 ● 桜井市立地適正化計画を策定し、人口減少・少子高齢化が進展しても、一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、日常生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住機能や都市機能の誘導に向けた考え方や、地域間の連携を強化する地域公共交通体系の方針等を示している。 ● 都市農地の位置づけを、「宅地化すべきもの」から都市に「あるべきもの」へと転換した国の政策に沿って、新たに創設された「特定生産緑地」制度を農家に周知し都市農地の保全に努めている。			
課題	● 今後、人口減少・少子高齢化の進展が見込まれる中、中心市街地の空洞化や、これに伴う地域の魅力・活力の低下が懸念されている。 ● 人口の急激な減少や高齢化が進展するなか、高齢者や子育て世代が安心できる、健康で快適な生活環境を実現することが求められている。 ● 効率的・効果的な行財政運営を行うために立地適正化計画に基づく集約型・地域連結型のコンパクトシティの実現を目指し、都市機能の誘導や居住の誘導に向けた施策・事業を行うことが			

	課題である。 ●都市農家に対して都市農地の重要性を認識してもらい、都市農地を保全していく必要がある。
市民生活の 目標像	時代にあった適正な土地利用がなされ、暮らしの環境も自然環境も良好に保たれている
取組方針	●中心市街地の求心力を高めるため、商業施設等の都市機能を誘導するとともに、多世代が交流できる拠点の整備を進める。 ●良好な居住環境を構築するため、地域特性を活かした空き家の利活用や、新たな多世代居住地の確保を進めるとともに、高齢者を地域で支える取組を進める。 ●都市農地を保全するため、特定生産緑地制度の活用を推進する。 ●自然・歴史が調和したまちの形成を目指して、地域コミュニティの維持・活性化に取り組む。

コメント [P118]: 他とあわせ「・・・必要である」という記載方法に修正してください。

⇒このままで

分野：５．心豊かに暮らせるまち 【都市】

				担当部	都市建設部
施策番号	５－２	施策名	交通基盤整備の促進	主担当課	土木課
関連組織	都市計画課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	道路構造物の予防保全・老朽化対策の観点も踏まえた点検を含む維持・修繕を実施している。道路メンテナンスの点検結果を踏まえ、早期措置が必要な施設の対策内容を盛り込んだインフラ長寿命化修繕計画（個別施設計画・行動計画）の策定を、計画的に行い修繕を実施している。			道路法（平成 26 年 6 月改正）	
県の動向	省令・告示に基づく定期点検、個別施設計画ごとの長寿命化修繕計画を策定し、計画に基づく修繕・更新・撤去を実施している。安全・快適でわかりやすい自転車利用ネットワークを構築するとともに、自転車の利用しやすい環境を創出することとしている。			道路法（平成 26 年 6 月改正） 奈良県自転車利用促進計画	
市の動向	バリアフリー基本構想、橋梁長寿命化修繕計画、トンネル長寿命化修繕計画の実施計画に基づき計画的に交通基盤整備を実施することとしている。			バリアフリー基本構想(平成 30 年 3 月) 橋梁長寿命化修繕計画(令和 2 年 3 月) トンネル長寿命化修繕計画(平成 31 年 3 月)	
現状	● 市内の全橋梁 414 橋の近接目視による定期点検が完了し、点検結果に基づき橋梁長寿命化修繕計画を新たに策定した。また 2 巡目の橋梁定期点検を順次実施している。 ● トンネル長寿命化修繕計画の策定が完了した。次回の点検までに、計画的にトンネルの修繕を実施予定である。 ● 歩行空間の確保等の通学路における交通安全対策として、点検結果を踏まえ計画的に修繕を実施している。 ● 桜井市の道路構造に関する条例は、令和 2 年度以降に自転車道に係る内容を改正予定である。 ● バリアフリー基本構想に基づき、整備すべき内容を明確化した道路特定事業計画を策定した。				
課題	● 道路等の老朽化が進んでおり、舗装・道路構造物の補修等が必要である。 ● 橋梁・トンネルは長寿命化修繕計画に基づいて 5 年に 1 回の頻度で点検を行っている。点検結果がⅢ判定の物については次回点検までに補修工事を行うことが原則となっている。 ● 通学路の安全対策は、通学路の合同点検で指摘された危険箇所について早急に改善する必要がある。 ● 地域住民の高齢化により、自治会の日常的な点検・整備・維持・美化清掃等が困難になりつつある。 ● 道路特定事業計画に基づき、歩行者にとって安心・快適な環境整備を進める必要がある。				
市民生活の目標像	道路の環境整備が行き届いており、利用者がどんな状況においても移動に問題がない				
取組方針	● 既存の道路を最大限に有効活用できるよう、橋梁・トンネルの長寿命化や道路の維持補修を進めるとともに、歩道のバリアフリー化などを進める。 ● 緊急性や有効性を十分に検討した上で、新たな道路整備事業にも取り組む。 ● 道路の日常的な点検・整備・維持・美化清掃等、きめ細かな道路管理については市民の協力と合意が不可欠であることから、自治会等の地域コミュニティと連携した取組体制の充実を図る。				

コメント [P119]: 「創出する方針が示されている」というような書き方の方が良いのではないのでしょうか？
⇒このままで

コメント [P120]: 「方向性が示されている」というような書き方の方が良いのではないのでしょうか？
⇒このままで

コメント [大黒121]: 予定も現状に入れていいのでしょうか
⇒このままで

コメント [大黒122]: 予定も現状に入れていいのでしょうか
⇒このままで

コメント [大黒123]: 「行う必要がある」の方が良いのではないのでしょうか。
⇒このままで

コメント [P124]: 他とあわせ「・・・必要である」という記載方法に修正してください。
⇒このままで

コメント [P125]: 文章が長いので分けてはいいか？「(例) あらゆる市民が、普段の生活や産業活動において安全かつ安心して移動できるよう橋梁・トンネルの長寿命化や道路の維持補修を進めるとともに、歩道のバリアフリー化などを進める。」

「交通基盤整備は緊急性や有効性を十分に検討し優先順位を明確化した上で、新たな道路整備事業にも取り組む」

⇒左記のとおり変更(2 つにわけ)

分野：５．心豊かに暮らせるまち 【都市】

				担当部	市長公室
施策番号	5－3	施策名	市内の移動の円滑化	主担当課	行政経営課
関連組織	都市計画課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	交通政策基本計画において、交通関係施策の 3 つの基本方針として、「豊かな国民生活に資する使いやすい交通の実現」「成長と繁栄の基盤となる国際・地域間の旅客交通・物流ネットワークの構築」「持続可能で安心・安全な交通に向けた基盤づくり」を位置付けている。			交通政策基本法の制定（平成 25 年 12 月 4 日公布・施行） 交通政策基本計画（平成 27 年 2 月 13 日閣議決定）	
	これまでの「地域公共交通総合連携計画」に加え、コンパクトシティの実現に向けたまちづくりとの連携や、面的な公共交通ネットワークの再構築を位置づけた網形成計画や、再編に向けた具体的実施計画である再編実施計画の策定が可能となった。			地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律（平成 26 年 5 月 21 日公布、同年 11 月 20 日施行）	
	地域公共交通に関して、AI などの新技術・サービスの進展を踏まえた地域の取組を促進するための計画・支援制度のあり方が検討されている。			戦略成長フォローアップの閣議決定（令和元年 6 月 21 日）	
県の動向	「奈良県公共交通基本計画」においては、移動ニーズに応じた交通サービスの実現や、まちづくり・保健・医療・福祉・教育・観光・産業等の分野との連携が掲げられている。			奈良県公共交通基本計画の策定（平成 28 年 3 月）	
	「奈良県地域公共交通網形成計画」においては、エリアごとに「公共交通とまちづくりのデッサン」をまとめており、桜井市を含むエリアにおいては、方向性として観光地への誘客が位置づけられている。			奈良県地域公共交通網形成計画（平成 28 年 3 月策定、平成 29 年 8 月改定）	
	平成 25 年 2 月に、知事・市町村長・交通事業者の代表者等で構成される奈良県地域公共交通改善協議会を設置し、移動ニーズに応じた交通サービス実現に向けた各種の取組を行っている。			奈良県地域公共交通改善協議会設置要綱（平成 25 年 2 月）	
市の動向	平成 21 年 2 月に「桜井市地域公共交通活性化再生協議会」を設立し、公共交通に係る多様な課題を協議している。また、「桜井市地域公共交通総合連携計画」や「桜井市公共交通運行実施計画」を策定し、持続可能な公共交通網の構築のための取組を進めている。			第 2 次桜井市地域公共交通総合連携計画（平成 26 年 3 月策定） 平成 27 年度桜井市公共交通運行実施計画（平成 26 年 9 月）	
	近畿運輸局との間で「地域連携サポートプラン」協定を締結し、桜井市の公共交通の維持・改善と諸課題の解決に、近畿運輸局と連携して取り組んでいる。			地域連携サポートプラン（平成 30 年 7 月）	
現状	● 桜井市地域公共交通活性化再生協議会での協議に基づき、市内各地域でのコミュニティバスとデマンドタクシーの運行を実施している。 ● 広域路線バスの運行についても、奈良県地域公共交通改善協議会での協議・調整により実施している。				

課題	● 市内公共交通の利用者数の減少に伴い、市の財政負担が増大していることから、持続可能な公共交通網構築のための施策を行う必要がある。 ● 今後は、運転免許証を返納する高齢者の増加が見込まれることから、公共交通の利用を促すような取組が求められる。 ● 市民や市外からの来訪者にとって、公共交通の認知度が低い。
市民生活の目標像	利用状況や地勢を考慮した最適な公共交通網を整備することで、誰もが手軽に安心して公共交通を利用できる
取組方針	● 地域の実情に応じて、コミュニティバスやデマンドタクシー等の公共交通網を再改編することにより、持続可能な公共交通の実現を図る。 ● 市民に対しては生活交通として、また、来訪者に対しては観光施設等へのアクセス手段として、公共交通の利便性を高めるとともに、公共交通の利用促進を図るための啓発活動にも取り組む。

コメント [P126]: 他とあわせ「・・・必要である」という記載方法に修正してください。

⇒このままで

分野：５．心豊かに暮らせるまち 【都市】

				担当部	都市建設部
施策番号	５－４	施策名	住環境・空き家対策の推進	主担当課	営繕課
関連組織	市民協働課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	国土交通省は、少子高齢化・人口減少社会を正面から受け止めた、新たな住宅政策の方向性を提示するものとして、「若年・子育て世代や高齢者が安心して暮らすことができる住生活の実現」、「既存住宅の流通と空き家の利活用を促進し、住宅ストック活用型市場への転換を加速」、「住生活を支え、強い経済を実現する担い手としての住生活産業の活性化」をポイントとする新たな住生活基本計画を閣議決定した。			住生活基本計画（平成 28 年 3 月 18 日閣議決定）	
	西日本を中心に甚大な被害をもたらす可能性がある南海トラフ巨大地震の発生が危ぶまれる中、地震による人的・経済的被害の軽減を図るため、住宅・建築物の耐震化が急務であるとしている。			建築物の耐震改修の推進に関する法律（耐震改修促進法）（平成 25 年 11 月 25 日改正）	
	適切な管理が行われていない空き家等が地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしていることを受けて、議員立法により、「空家等対策の推進に関する特別措置法」が制定・施行された。			空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 27 年 5 月完全施行）	
県の動向	まちづくりに前向きでアイデアや熱意のある市町村において、その方針が県の方針と合致するプロジェクトについては県と市町村でまちづくり連携協定を締結し、協働でプロジェクトを実施している。 県営住宅の建て替えにあたっては、市や町と連携し、地域のまちづくりの計画と整合性を図ることとしている。 建て替えにより生じる余剰地については、市や町と調整し、高齢者や子育て支援施設の導入等、地域の暮らしに必要な機能の整備の検討を行うこととしている。			奈良県住生活基本計画（平成 29 年 3 月改定） 奈良県住生活ビジョン（平成 29 年 12 月改定）	
	南海トラフ巨大地震を含め、奈良県内の活断層である奈良盆地東縁断層帯及び中央構造線断層帯による地震が発生した場合、甚大な被害をもたらす可能性があるため、地震から人的・経済的被害の軽減を図るための住宅・建築物の耐震化が急務であるとしている。			奈良県耐震改修促進計画（平成 28 年 3 月改定）	
	奈良県住生活基本計画において、空き家の増加への対応は住まい・まちづくりにかかる課題とされている。			奈良県住生活基本計画（平成 29 年 3 月改定）	
	空家等対策の推進に関する特別措置法に規定する都道府県による援助として、奈良県空き家対策連絡会議を設置し、情報提供や市町村相互間の連絡調整を行っている。			奈良県空き家対策連絡会議の設置（平成 28 年 11 月設置）	
市の動向	更新期を迎えつつある老朽化した公営住宅ストックの効率的かつ円滑な更新を図っている。			桜井市公営住宅等長寿命化計画（平成 28 年 2 月改定）	

	奈良県及び桜井市が、連携・協力しながら地域住民の住環境の維持保全及び向上に取り組むことで、地域の持続的な発展と活性化を図っている。	桜井市近鉄大福駅周辺地区のまちづくりに関する基本協定書（平成 27 年 7 月 31 日締結）
	国及び県の動向を踏まえ、桜井市内の公有建築物及び住宅の耐震化を計画的に推進している。	桜井市耐震改修促進計画（平成 28 年 3 月改定）
	桜井市空家等対策協議会と協議のうえ、桜井市空家等対策計画を策定し、空き家対策の施策を実施している。	桜井市空家等対策計画（平成 29 年 3 月策定）
現状	- 令和 2 年 3 月 31 日現在、市営住宅 472 戸、改良住宅 180 戸を管理している。当面の 10 年を計画期間として策定した桜井市公営住宅等長寿命化計画に基づき、ライフサイクルコスト（LCC）を削減してまちづくりに資すべく、地区ごとに基本計画を策定する方向性を決定している。 - 桜井市耐震改修促進計画に基づき、住宅・建築物の耐震化を促進するための施策を実施している。 - 桜井市大福地域まちづくり協議会を設立して、「高齢者や子育て世代が地域に活き活きと住み続けられる多世代居住のまちづくり」の実現に向けた検討及び取組を行っている。 - 桜井市空家等対策協議会の意見を踏まえながら、桜井市空家等対策計画に基づく空き家対策の施策を実施している。	
課題	- 公営住宅長寿命化計画については、財政負担を低減するための PFI 等の事業手法、財源の確保等について引き続き十分に検討する必要がある。また、まちづくり計画、立地適正化計画等関連する計画と十分に整合性を取っていく必要がある。 - 既存木造住宅耐震診断、既存木造住宅耐震改修については、低調な傾向となっているが、今後も引き続き耐震事業の重要性を市民に訴えていく必要がある。 - 近鉄大福駅周辺地区まちづくりの基本協定に掲げる取組を具体化させるため、地域の特性や課題の確認及び当事者によるマネジメント意識の醸成を更に進めて基本計画を取りまとめ、個別の事業を推進していく必要がある。 - 適切な管理が行われていない空家等が、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼしている。	
市民生活の目標像	市民はそれぞれの暮らしに必要な住環境のもと、安心して快適に生活している	
取組方針	- 公営住宅入居者や公共施設利用者が安全かつ安心に利用できるよう、建築物の耐震化や、子育て世代、高齢者や障害者に配慮した快適な施設空間の整備を進める。 - 市民が自ら良好な居住空間の維持管理に取り組めるよう、市民意識の啓発や情報提供の充実を図りつつ、市街地における既存住宅ストックの有効活用なども含め、多様な世代の暮らしを支えるための支援策を調査研究する。 - 所有者等による空き家等の適切な維持管理を促進するとともに、空き家等の利活用による地域活力の維持・増進に取り組む。	

コメント [大黒127]: 空き家の「き」は必要でしょうか。

法律上の「特定空き家等」と合わせているのでしたら大丈夫です。

⇒「き」入れます

コメント [P128]: 他とあわせ「・・・必要である」という記載方法に修正してください。

⇒このままで

分野：５．心豊かに暮らせるまち 【都市】

				担当部	都市建設部
施策番号	５－５	施策名	景観の保全と活用	主担当課	都市計画課
関連組織	商工振興課、観光まちづくり課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	先進的な地方自治体では、自主的な景観条例の制定等を通じて景観政策を進めていたが、強制力がないため景観の悪化が進んでいた。また、景観に関する意識の向上により、住民やＮＰＯ等が地域の景観形成に参画する事例が増加する一方で、景観に関する訴訟も増加していることから、景観法が制定された。			景観法（平成 16 年制定）	
	重点施策の方向性として、景観法や歴史まちづくり法等を活用し、地域の特性にふさわしい良好な景観を形成するとされた。また、重点施策の達成状況を測定するための代表的な指標（KPI）として、景観計画に基づき取組を進める地域の数（市区町村数）を【平成 26 年度 458 団体 → 平成 32 年度約 700 団体】とされた。			第 4 次社会資本整備総合計画（平成 27 年 9 月 18 日閣議決定）	
	主要な観光地（原則として全都道府県・全国の半数の市区町村）において景観計画の策定を促進している。			観光立国推進基本計画（平成 29 年 3 月 28 日閣議決定）	
	主要な観光地における景観計画や歴史的風致維持計画の策定を促進し、国内外の観光客にとって魅力ある観光地づくりを推進することとしている。			観光ビジョン実現プログラム 2019（令和元年 6 月観光立国推進閣僚会議）	
県の動向	世界に誇る歴史文化遺産や、それらと一体をなす歴史的風土と豊かな自然環境を保全するとともに、生活舞台としての良好な都市景観を創出するため、奈良県景観条例を制定し、景観法に基づく奈良県景観計画を策定した。			奈良県景観条例（平成 21 年 3 月 27 日） 奈良県景観計画（平成 21 年 5 月）	
	規制とは別に、景観を創造していくための各種制度を創設している。			奈良県景観住民協定（平成 21 年 8 月 31 日） 奈良県景観サポーター（平成 24 年 7 月 11 日） 奈良県景観資産（平成 24 年 3 月）	
市の動向	平成 24 年に桜井市景観計画を策定し、景観行政団体へ移行し奈良県より権限委譲を受けた。			桜井市景観計画（平成 24 年 10 月） 桜井市景観条例（平成 24 年 3 月） 桜井市景観条例規則（平成 24 年 3 月）	
	桜井市景観計画で重点景観形成区域に指定している、大神神社参道地区、三輪地区、本町通地区について景観ガイドラインを制定した。長谷寺門前町周辺地区においては、景観ガイドライン（案）を作成した。			三輪・大神神社参道地区景観ガイドライン（平成 31 年 1 月） 桜井駅周辺・本町通地区景観ガイドライン（平成 31 年 1 月）	

	桜井駅南口地区、三輪・大神神社参道地区、長谷寺門前町周辺地区において、市民・事業者・行政が協働して景観を活かしたまちづくりに取り組んでいる。	桜井市街なみ環境整備補助金交付要綱制定(平成 30 年 11 月)
現状	● 桜井市景観計画、景観ガイドラインを HP で公開、窓口で配布し市民に良好な景観に対する理解を促進している。また、届出義務のある行為については届出を通じて、現にある良好な景観の保全に努めている。 ● 補助金を活用し市民が積極的に景観を守る取組を進めている。 ● 景観ガイドラインに即した公共施設を整備し、地域の景観づくりの先導的役割を果たすよう取り組んでいる。	
課題	● 景観ガイドラインに示されている景観づくりの取組状況など、景観に関する情報を明確に伝える必要がある。 ● 補助金を活用した修景事業等、市民が積極的に景観を守る取組を促進させる必要がある。	
市民生活の目標像	市民は自分のまちの良さを自覚しており、良好な景観が守られている	
取組方針	● 良好な景観は、地域の自然、歴史、文化等と人々の生活、経済活動等の調和によって育まれることから、市民自らが主体的に景観づくりに取り組めるよう、景観に関する啓発・知識の普及、及び情報の提供を通じて地域のまちづくり活動を促進するとともに、公共事業においては地域の景観づくりの先導的役割を果たすよう取り組む。 ● 現にある景観の保全と併せ、新たに良好な景観の創出を図り、観光その他の地域間の交流の魅力を高める。	

分野：５．心豊かに暮らせるまち 【都市】

			担当部	都市建設部	
施策番号	５－６	施策名	都市環境の向上	主担当課	都市計画課
関連組織	－				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」において、都市公園についても対象となり、特に必要公園施設として、12 施設が定められ、新設時・改築時等に都市公園移動等円滑化基準への適合義務等が課せられることとなった。			高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）（平成 18 年 12 月 20 日施行）	
	都市公園の管理は、都市公園の維持及び修繕に関する技術的基準に適合するよう行うこととなっている。 民間資金を活用し、公園整備、管理にかかる財政負担を軽減しながら、公園の利便性、快適性、安全性を高め、公園利用者向けサービスの充実を図るため、公募設置管理制度（Park-PFI）が創設された。また、事業者の長期的事業運営を確保し、より多くの民間参入を促進するため、PFI 事業により公園施設を整備する場合の設置管理許可期間が PFI 事業の契約に合わせて延伸された。			都市公園法（平成 29 年 4 月 28 日改正）	
県の動向	障害者、高齢者その他、日常生活又は社会生活に身体の機能上の制限を受ける者をはじめとするすべての県民にとって、安全で快適な生活環境を整備し、県民の福祉の増進を図ることを目的として条例を定めた。			奈良県住みよい福祉のまちづくり条例（平成 8 年 4 月 1 日施行）	
市の動向	栗殿地区の中心にある桜井中央児童公園は、遊具が少ないため子どもにとって魅力が薄いことや、活用していない池跡が危険であること、トイレの老朽化等の問題を抱えており、改修整備により、子どもを安心して遊ばせることの出来る空間を創出することとしている。			桜井市中和幹線栗殿近隣周辺地区まちづくり基本計画（平成 27 年 11 月 20 日） 桜井中央児童公園再整備事業に関する個別協定（平成 30 年 9 月 10 日）	
	桜井市における都市づくりの方針の中で、「自然的環境の保全・形成の方針」が示されており、その中で、公園緑地等の整備充実や住民参加・地域ボランティアとの連携などに言及している。			桜井市都市計画マスタープラン（平成 23 年 4 月）	
現状	● 市民一人当たりの都市公園面積は 3.81 ㎡/人で、近隣都市と比較しても低い水準となっており、日常的なレクリエーション施設の水準は、社会のニーズに対して不十分な状況である。 ● 鳥見山緑地公園の整備については、平成 30 年度より園路の保護工事に着手しており、今後も継続して事業を実施する。 ● 桜井中央児童公園の再整備については、基本計画時のアンケートやボランティア団体の意見を踏まえ、平成 30 年度に実施設計業務を完了し、それをもとに、令和元年度より 4 年間で実施する。 ● 公園管理については、予算の範囲内で最大限の適正管理に努めており、予算の不足する範囲については、都市計画課職員にて、草刈・樹木剪定・公園定期点検等を実施している。ま				

コメント [P129]: ここまで記載する必要はないのではないのでしょうか。
⇒左記のとおり変更

コメント [大黒130]: 条例の中の文章としては合っているのですが、違和感があります。「もって」いらぬのではないのでしょうか。
⇒削除します

コメント [大黒131]: ここも、別の言い方できないでしょうか。
⇒左記のとおり変更

コメント [P132]: 「(例) 改修整備により、子どもを安心して遊ばせることの出来る空間を創出する方針が示されている」というような書き方がわかりやすくありませんか？
⇒左記のとおり変更

コメント [大黒133]: 他はひらがなの「もとに」になっていますので統一した方がよいと思います。
⇒修正します

	た、アダプトプログラムの活用によりボランティア参加者数は増加している。
課題	●公園管理については、市民や地域ボランティア団体等が積極的に参加できる仕組みを整えるとともに、多くの参加を促す仕組みの充実が必要である。 ●公園内の高木管理については、必要最低限の対応となっているが、強風等により倒木の恐れがある枯木や成長しすぎた支障木等の対応も含め、市民のニーズも年々増加傾向にある。また、緊急を要する遊戯施設については修繕対応のみとしており、更新は見送っている。 ●休止中の桜井公園整備事業及び市内都市公園バリアフリー対策事業は、現在着手中である、鳥見山緑地公園整備事業及び桜井中央児童公園再整備事業の進捗状況により、検討を行う必要がある。
市民生活の目標像	日常的にみどりとふれあい、屋外で余暇を楽しんでいる
取組方針	●高齢者がさらに多くなるこれからの時代に、身近な憩いの場の充実を図るために、地域の歴史や自然資源を活かしながら、健康増進機能の充実やユニバーサルデザイン化を推進するなどして、誰もが安全に安心して、そして気軽に利用できる公園緑地の整備を進める。 ●公園緑地に対する新たなニーズ、多様化するニーズに応えるために、アンケートやアダプトプログラム等を活用した市民との協働による効果的な整備や適正で効率的な管理を進める。

コメント [P134]: 他とあわせ「・・・必要である」という記載方法に修正してください。

⇒一部修正

分野：５．心豊かに暮らせるまち 【都市】

				担当部	上下水道部
施策番号	５－７	施策名	上水道の安定経営	主担当課	経営総務課
関連組織	上水道課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	わが国の水道は 97.9%の普及率を達成し、拡張整備の時代から既存の水道の基盤を強化していく時代となっていることから、広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進など、水道法の改正を行い、必要な処置を行うこととしている。			水道法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 92 号）	
県の動向	県内の中小規模水道事業の経営基盤の長期的な安定を図ることを目的として、県内 28 市町村水道事業と県営水道を統合する方針となっている。			県域水道一体化構想（平成 29 年 10 月）	
市の動向	県が提唱する「県域水道一体化構想」に基づく県域水道事業一体化の協議に参加し、統合に関する条件整備のすり合わせ協議を進めて行く方針となっている。			水道事業経営戦略（平成 29 年 2 月） 配水管路更新計画（平成 29 年 3 月）	
現状	● 人口減少・大口使用者の減少、節水意識の向上による水需要の減少により給水収益が年々落ち込んでいる。 ● 施設の老朽化・耐震化対応による投資費用が増大している。 ● 職員の減少・ベテラン職員の退職により、技術力が低下している。 ● 老朽化した管路により折損事故が発生する可能性が高まっている。 ● 水道未普及地域への対策を検討中である。				
課題	● 人口減少が進む中、給水収益が減少するものの、維持管理費用や更新に係る投資費用は増大しており、料金値上げや広域化以外に有効な解決手段がない。 ● 技術職員の減少により技術の継承が困難となっている。 ● 老朽管路の対策として「配水管路更新計画」に基づく更新工事を実施しているが、計画どおり更新が進んでいない。 ● 水道未普及地域への対策が必要である。				
市民生活の目標像	将来に渡って、いつでも、安全でおいしい水が飲める				
取組方針	● 令和 7 年度に予定されている、奈良県 28 市町村水道事業と県営水道事業との一体化によるスケールメリットを活かして、水道技術職員の確保と経営基盤の強化を図る。 ● 管路更新及び耐震化を含めた施設の整備や、アセットマネジメントの視点で、施設の重要度を判断し、適切な維持更新計画のもと施設の長寿命化を図る。 ● 将来にわたる水道事業の安定経営を図るため、適正な財政計画のもとで効率的な運営を進める。 ● 水道未普及地域への対策として、上水道以外の給水方法について検討する。				

コメント [P135]: 他の記載方法とあわせ「(例) 広域連携の推進、適切な資産管理の推進、官民連携の推進など水道法の改正を行い必要な処置を行う方針が示されている」というような書き方の方がわかりやすくありませんか？
⇒左記のとおり変更

コメント [P136]: 他とあわせ「・・・必要である」という記載方法に修正してください。
⇒このままで

コメント [P137]: 「検討する」でよいのではないのでしょうか。
⇒修正します

分野：５．心豊かに暮らせるまち 【都市】

				担当部	上下水道部
施策番号	５－８	施策名	生活排水の適正な処理	主担当課	下水道課
関連組織	環境総務課、施設課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	わが国の汚水処理人口普及率は 90.9%と高い普及率を達成しているが、人口減少時代の到来と下水道職員の減少（人）、下水道施設の老朽化（モノ）、低い経費回収率（カネ）により今後さらに厳しい経営となる見込みである。これらに対応するため国は都道府県構想策定マニュアルにより、各都道府県に持続可能な汚水処理システムの構築を目指す指針を示すよう指示している。			都道府県構想策定マニュアル （国土交通省・農林水産省・環境省） （平成 26 年 1 月）	
県の動向	国の指針を受けて「奈良県汚水処理構想」を策定し、県内の汚水処理施設の整備は 10 年での概成、20 年の範囲で持続的な汚水処理システムの構築を目指す計画を示している。			奈良県汚水処理構想 （平成 28 年 6 月）	
市の動向	国、県の動向を受けて、費用対効果を勘案し、下水道整備を推進する地域と、合併浄化槽整備を推進する地域を選定し、事業を進めて行く方針である。 一定数存在する汲み取り、単独浄化槽に対応するため、し尿処理場の運営を図って行く方針である。			桜井市汚水処理施設整備構想 （平成 28 年 3 月）	
現状	● 下水道・合併浄化槽の普及を進めているが、普及率が伸び悩んでいる。 ● 人口減少、低接続率のため使用料収益が伸びない。 ● 下水道施設の老朽化が進行している。				
課題	● 未だ下水道未普及地域があるが、未普及の解消に期間を要する。 ● 下水道（集合処理）と合併浄化槽（個別処理）のいずれの方式が費用対効果の面で有利であるか判断が必要である。 ● 今後、管路の老朽化が進むことが予想され、点検・更新費用の増加が見込まれる。 ● 下水道への接続率の向上が必要である。				
市民生活の目標像	市民一人ひとりの心がけと適切な排水処理のおかげで、水質汚濁が防止され、市民は衛生的な生活を送っている				
取組方針	● 健全な水循環を守るために、下水道（集合処理）と合併浄化槽（個別処理）の普及を図り、公共用水域の水質の浄化、生活排水対策を進める。 ● 生活排水処理の重要性について積極的な啓発を行い、下水道接続率の向上を図り、行政・市民・事業所が協力して水環境の保全に取り組む。 ● 下水道（集合処理）と合併浄化槽（個別処理）のいずれの方式が費用対効果の面で有利であるか判断し、処理区域の見直しを行う。				

コメント [P138]: 他とあわせ「・・・必要である」という記載方法に修正してください。

⇒このままで

コメント [P139]: 他とあわせ「・・・必要である」という記載方法に修正してください。

⇒このままで

分野：6. 安全・安心に暮らせるまち 【安全・安心】

				担当部	都市建設部
施策番号	6－1	施策名	災害対策の充実	主担当課	土木課
関連組織	－				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	国民の生命・財産を守る防災・減災の一層の重要性を踏まえ、国土強靱化基本計画を見直し、地方公共団体や民間事業者に積極的に国土強靱化の取組を促している。			国土強靱化基本計画(平成 26 年 6 月閣議決定)	
県の動向	浸水対策や内水対策、河川改修工事を実施し災害対策を実施している。 国土強靱化地域計画を策定している。			奈良県ホームページ 大和川水系河川整備計画(平成 25 年 11 月策定) 奈良県国土強靱化地域計画	
市の動向	台風やゲリラ豪雨等による浸水常襲地域の浸水被害解消のため、水路幅員やバイパス水路工事を実施している。 令和 2 年度中での国土強靱化地域計画の策定を予定している。				
現状	● 洪水土砂災害ハザードマップの更新を行った。 ● 桜井貯留施設の建設に向け自治会と協力して地元地権者と折衝を行っている。				
課題	● 集中豪雨等により市街地において浸水する箇所があり、水路の抜本的な改修や雨水貯留施設の整備が必要であるが、工事施工に際し用地買収が必要となっている。 ● 山間部においては、土砂災害が頻発しており、通行障害やライフラインの確保が困難になる事態が懸念される。 ● 水路等の老朽化が進んでおり水路構造物の補修等が必要である。 ● 高齢化により自治会の日常的な点検・整備・維持・美化清掃等が困難になりつつある。				
市民生活の目標像	市民は、自然災害による影響が少なく快適で安心な環境で暮らしている				
取組方針	● 従来から市の課題である平野部での浸水被害や山間地での土砂災害に対し、国・県とも連携をとりながら河川・水路の改修や砂防などの対策を講じる。 ● それらの対策について市民との合意が十分に得られるよう「洪水土砂災害ハザードマップ」等を活用して、災害対策についての市民との認識共有を図る。 ● 限られた財源のもとで、「人命を守る」ことを最優先課題として各種対策の緊急性を評価し、優先度を明確化した上で施設整備等に努める。 ● 自治会等の地域コミュニティを通して、市民と連携しながら日常的に道路・水路の点検・整備・機能の維持に努め、常に防災施設の機能を最大限に発揮できる状態を維持する。				

コメント [P140]: 他とあわせ「・・・必要である」という記載方法に修正してください。

⇒このままで

コメント [P141]: 他とあわせ「・・・必要である」という記載方法に修正してください。

⇒このままで

分野：6. 安全・安心に暮らせるまち 【安全・安心】

				担当部	危機管理監
施策番号	6－2	施策名	防災体制の充実	主担当課	危機管理課
関連組織	庁舎建設室				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	消防庁、中央防災会議を中心として、平成 28 年 4 月の熊本地震等の大規模災害の特徴や課題を踏まえ、被害想定のある方、被害軽減のための対策、今後の防災対策等について検討し、災害対策基本法等の関係法令や、防災基本計画、各種ガイドライン等の制定・改正等を進めている。			災害対策基本法 水防法 土砂災害防止法 防災基本計画（令和元年5月31日） 南海トラフ地震防災対策推進基本計画（令和元年5月31日）	
	庁舎の耐震化が未実施の市町村においては、発災時に業務継続に支障が生じるおそれがあることから、これらの庁舎の建替えを緊急に実施するため、「市町村役場機能緊急保全事業（平成 29 年 1 月）」を創設した。			平成 29～31 年度地方債計画	
県の動向	平成 28 年 4 月の熊本地震の課題等を踏まえ、奈良県地域防災計画の修正を行い、受援体制の整備、広域防災拠点の整備、第 2 災害対策本部の設置検討、自主防災組織の強化、通信体制の整備、避難所環境と運営の向上、災害廃棄物への対応等について明記した。			奈良県地域防災計画（平成 30 年 3 月 26 日施行）	
市の動向	奈良県と基本協定を締結し、桜井市中心部で、まちづくりの基盤となる取組を推進するため「桜井市中和幹線栗殿近隣（医療・福祉・防災の新拠点施設）周辺地区まちづくり基本計画」を策定した。			桜井市中和幹線栗殿近隣（医療・福祉・防災の新拠点施設）周辺地区まちづくり基本計画	
	さらなる防災体制の強化を図るため、奈良県地域防災計画修正の趣旨を踏まえ、令和元年度に桜井市地域防災計画の抜本的な見直しを行った。			桜井市地域防災計画	
	新庁舎整備の基本的な考え方を整理し、新庁舎建設の方針を示すものとして、「桜井市新庁舎建設基本計画」を策定した。 新庁舎は、災害時の拠点として、大地震に対しても主要機能が維持され、震災直後から補修することなく継続使用ができることを目指して免震構造とし、防災拠点としての災害対策本部機能、災害時に庁舎機能を維持するための自家発電設備などのバックアップ機能を整備することとしている。			桜井市新庁舎建設基本計画	
現状	● 近年、公助の限界が指摘されている一方で、自助・共助の重要性が増している。 ● 災害時には、被災自治体に対して様々な団体から支援が行われる。 ● 災害時には、感染症など複合的なリスクがある。 ● 本庁舎は昭和 42 年に完成し、平成 29 年に築 50 年を迎え、建物や設備の老朽化や耐震安全性の不足などの様々な問題を抱えている。				
課題	● 地域における自助・共助の取組状況に依然として格差があるため、全ての地域において、自助・共助の取組促進が望まれる。 ● 災害時には、様々な団体からの支援を受け入れる準備を行う必要がある。				

コメント [P142]: この記載は古いのでは？
現在の状況にあわせて修正してください。
⇒左記のとおり変更

コメント [P143]: 他とあわせ「・・・必要である」という記載方法に修正してください。
⇒このままで

	●災害時には、感染症など複合的なリスクに対処する必要がある。 ●災害時の拠点となるべき庁舎の安全性や機能性の確保が急務であり、市民の安全・安心を確保するとともに市民の利便性を向上させ、まちづくりの拠点として、新庁舎を建設することが望まれる。
市民生活の目標像	自然災害や人為的災害に対する施設や情報、活動体制が充実し、市民が安心して暮らしている
取組方針	●災害による人的災害、経済被害を軽減し、市民の安全安心を確保するため、避難所運営訓練などを通じ、公助はもとより、市民一人ひとりが自発的に行う防災活動である自助や、地区内の居住者が連携して行う公助の取組促進を図る。 ●市民が適切に安全確保行動を起こせるよう、様々な周知の機会を捉え、「自らの命は自ら守る」意識の徹底を図るとともに、市民が避難関連情報を積極的に取得できるための整備を促進する。 ●大規模災害時における受援体制を整備する。 ●平常時から市や県の社会福祉協議会と密接に連携することにより、発災時において、迅速な災害ボランティアセンターの開設・運営を図る。 ●避難所における感染症対策のため、指定避難所の環境整備を進めるとともに、分散型避難の啓発を行って、感染症など、避難時の2次的な災害リスク軽減を図る。

コメント [P144]: 他とあわせ「・・・必要である」という記載方法に修正してください。
⇒このままで

コメント [大黒145]: 前に「〇〇の」とか「〇〇のため」などの記載を追加してください。
⇒左記のとおり変更

分野：6. 安全・安心に暮らせるまち 【安全・安心】

				担当部	危機管理監
施策番号	6－3	施策名	交通安全対策の推進	主担当課	危機管理課
関連組織	土木課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	交通対策基本法に基づき、昭和46年度以降10次にわたる交通安全基本計画を策定し、国、地方、民間団体が一体となって、交通安全対策を実施している。 現在は、第10次交通安全基本計画に基づき、「人優先」の交通安全思想の浸透を図っている。			交通対策基本法（昭和45年法律第110号） 第10次交通安全基本計画（平成28年度から令和2年度）	
県の動向	交通死亡事故死者数を、25人を目標に限りなくゼロに近づく等の数値目標を掲げた「第10次奈良県交通安全基本計画」等の計画に基づき、「人優先」の交通安全思想の浸透を図っている。更に、自転車利用者の自転車保険の加入義務化等を定めた「奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例」を公布し、自転車事故の防止と被害者保護を図っている。			第10次奈良県交通安全基本計画（平成28年度から令和2年度） 安全・安心のための奈良県基本計画（平成29年4月） 奈良県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例（令和元年10月）	
市の動向	桜井交通安全母の会等の交通安全関係団体に補助金や負担金を交付し、これら団体が実施する交通安全教室、街頭啓発活動を通じて交通安全思想の普及に取り組んでいる。また、「桜井市自転車等の放置防止に関する条例」に基づき、放置自転車を撤去し、良好な交通環境の確保、交通事故の防止に取り組んでいる。			桜井市交通安全教育啓発事業補助金交付要綱（平成17年4月） 桜井市自転車等の放置防止に関する条例（平成9年4月） 桜井市自転車等の放置防止に関する条例施行規則（平成9年4月）	
現状	●交通安全関係団体、警察と共に交通安全運動での啓発や交通安全教室を実施しているが、未だ飲酒運転等の悪質な交通事故が発生している。 ●高齢化の進展に伴い、高齢者による自動車加害事故が増加している。 ●自転車運転者の交通ルール無視によって多くの自転車事故が発生している。				
課題	●「飲酒運転を絶対にしない、させない」という社会意識の更なる浸透が必要である。 ●高齢運転者の安全対策が必要である。 ●奈良県自転車条例の周知とともに、安全で適正な利用の促進が必要である。				
市民生活の目標像	交通事故防止の取組が充実し、市民が安全に生活している				
取組方針	●飲酒運転による交通事故等が引き起こす悲惨さを、交通安全教室や啓発活動で確実に伝える。 ●奈良県自転車条例の周知・啓発を推進し、安全で適正な自転車の利用促進を図る。 ●放置自転車禁止区域における直接指導や、標識やミニ横断幕の設置など多様な手法を工夫し、安全な歩行環境を維持する。 ●高齢運転者に身体能力や行動能力の衰えを自覚させ、運転免許証の自主返納、安全装備付の車両への乗り換えを促す。				

分野：6. 安全・安心に暮らせるまち 【安全・安心】

				担当部	危機管理監
施策番号	6－4	施策名	防犯体制の充実	主担当課	危機管理課
関連組織	市民協働課				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	「世界一安全な国、日本」の復活を目指し、全閣僚を構成員とする犯罪対策閣僚会議を開催し、関係推進本部及び関係行政機関の緊密な連携を確保するとともに、有効適切な対策を総合的かつ積極的に推進している。			犯罪対策閣僚会議（平成 15 年 9 月 5 日～）	
県の動向	治安を社会のインフラと捉え、子供、女性、高齢者等社会的弱者を守る観点から 7 つの方向性、20 の推進項目を掲げ、体系的・継続的な治安基盤の整備に取り組んでいる。			奈良県安全で安心して暮らせるまちづくりの推進に関する条例 安全・安心のための奈良県基本計画（平成 29 年 4 月）	
市の動向	防犯関係団体に負担金を交付し、これら団体及び警察と協力の上、防犯啓発活動、防犯教室等を行い、市民の防犯意識の高揚と自主的な安全活動の推進を図り、安全で住みよい地域社会の実現に取り組んでいる。			桜井市生活安全の推進に関する条例 桜井市暴力団排除条例	
	平成 15 年から防犯灯、平成 28 年から防犯カメラの設置に関し、要綱を定め、防犯カメラ等の普及を促進している。			防犯灯設置要綱（平成 15 年 7 月 1 日） 桜井市防犯カメラ設置補助金交付要綱（平成 28 年 3 月 9 日）	
現状	● 桜井市における刑法犯認知件数は年々減少しているが、一方で、特殊詐欺などの非面前型の犯罪が発生している。 ● 夜間での犯罪抑止対策として、自治会の要請に基づいて、防犯灯の設置を行っている。 ● 自主防犯活動を支援するため、平成 28 年度より、自治会等が防犯カメラを設置する際、補助金を交付している。				
課題	● 核家族化の進展に伴い、独居高齢世帯が増加する中、子や孫を思う気持ちを利用した特殊詐欺等非面前型の犯罪に対処するため、家族の連絡や地域住民間の連携を強めていく必要がある。 ● 防犯カメラ、防犯灯のより効果的な設置が必要である。				
市民生活の目標像	犯罪が無く、子どもから大人まで安心して生活できる				
取組方針	● 特殊詐欺等の非面前型の犯罪に対応するため、今まで以上に家族の絆、地域の連帯を育めるような防犯活動を推進する。 ● 警察及び自治会等と連携の上、夜間や人目の少ない場所での防犯のための環境整備の充実を図り、犯罪の未然防止に努める。				

分野：6. 安全・安心に暮らせるまち 【安全・安心】

				担当部	危機管理監
施策番号	6－5	施策名	消防力の充実強化	主担当課	危機管理課
関連組織	－				
分類	施策にかかる社会潮流			関連資料名（法律、条例、計画等）	
国の動向	国内で発生する大規模地震や台風等による局地的な豪雨が各地で頻発し、住民の生命、身体及び財産を災害から守る地域防災力の重要性が増大している。また、南海トラフ巨大地震等の発生が予測されている中で地域防災体制の確立が喫緊の課題となっている。			消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律（平成 25 年 12 月 13 日公布・施行）	
	東日本大震災において、多数の消防団員が犠牲となったことを踏まえ、安全確保のための装備を充実することや、双方向の情報伝達が可能な装備や救助活動用資機材の充実も定められた。			消防団の装備の基準の改正（平成 26 年 2 月 7 日公布）	
県の動向	奈良県広域消防組合では、現在の財政負担区分を改め、令和 3 年度に全体統合するため、組織運営体制の再構築に向けた協議を進めている。				
市の動向	機能別消防団員制度の制定や任用における資格の緩和（在勤、在学する者の入団）など、消防力の充実強化に向けて消防団員の確保に努めている。			桜井市消防団機能別消防団員の任務、身分等に関する要綱の制定（平成 28 年 4 月 1 日施行） 桜井市消防団員の定員、任免、服務等に関する条例の一部改正（平成 29 年 4 月 1 日施行）	
現状	● 日常は火災を想定した訓練を行い、火災や水害など災害が発生すれば、適宜災害対応を行う。 ● 消防団本部と協議し、配備が必要な安全装備品や消防資機材を、計画的に調達している。				
課題	● 少子高齢化や被用者の増加などにより、消防団員数が年々減少している。 ● 耐用年数を迎える資機材の更新を行う必要がある。				
市民生活の目標像	消防力が充実強化され、市民が安心して暮らしている				
取組方針	● 地域における防災体制の強化のため、団員の確保に向けて取り組む。 ● 消防団員の知識、技術向上のための教育訓練機会の提供を行う。 ● 計画的な資機材の整備を行う。 ● 平時から奈良県広域消防組合と意見交換などの連携を進める。				

コメント [P146]: 他とあわせ「・・・必要である」という記載方法に修正してください。
⇒このままで